古賀市人権施策基本指針に基づく実施計画

２０２６（令和８）年度

古　賀　市

はじめに

世界人権宣言では、「すべての人間は生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。」「すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。」と示されています。人権とは、すべての人が生まれながらにもっている、幸福な生活を営むために欠かすことのできない固有の権利であり、将来にわたって保障されるべきものです。紛争や災害時においても、生活のあらゆる場面で優先されるべき存在でなくてはなりません。

しかし、国際社会においては、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻など「最大の差別であり最大の人権侵害」とされている戦争が今もなお続いているほか、中東情勢の緊迫化が続くなど、罪のない数多くの尊い人命が奪われている状況です。

わが国でも、部落差別（同和問題）をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、性的少数者等に対する偏見や差別、スマートフォンやSNSの普及に伴うインターネット上のプライバシーの侵害や誹謗中傷などが後を絶ちません。また、社会情勢の変化に伴い、人権を取り巻く環境はますます複雑化・多様化しており、それらの人権課題の解決は、国や地方公共団体の責務であり、国民一人ひとりの課題でもあります。

本市においては、市民一人ひとりの人権が真に尊重され、誰もが心豊かに暮らせる「いのち輝くまちこが」の実現を目標に、さまざまな人権課題の解決に向け、一歩一歩着実に施策を実施してきました。

１９７６(昭和５１)年に人権を尊重する町民の集い(現いのち輝くまち☆こが)、１９８０（昭和５５）年に古賀町同和問題を考える町民のつどい（現古賀市同和問題を考える市民のつどい）の第１回目が開催され、１９９５（平成７）年には「すべての町民の人権が等しく保障されるために必要な教育･啓発等の充実強化に一層の努力を行うことを確認し、人権擁護古賀町（当時）とする」とした『「人権擁護古賀町」宣言に関する決議』が、議会において全会一致で可決されました。さらに、２００７（平成１９）年に、行政全部局の連携の下、市民と行政が一体となりあらゆる人権問題の解決をめざす総合的な人権施策の展開を図るため、「古賀市人権施策基本指針」（以下、「基本指針」という。）を策定し、すべての施策の基軸に据えました。「基本指針」はその後、総合計画の策定や社会の進展に伴う諸問題などに対応するため、２度（平成２５年と令和３年）改定されています。

「基本指針」の策定以降、毎年度この指針に基づいて「実施計画」を定め、人権の視点を強く意識した各種事業を展開してきました。今後もこの基本指針を本市における「憲法」に位置づけ、人権尊重社会の形成に向けて、あらゆる機会を通じ、人権施策を総合的に推進していきます。また、今後も引き続き、「実施計画」に基づいて実施した事業の実績について検証や分析をしながら、さらなる改善を重ね、市民一人ひとりの人権が守られる社会の実現をめざしていきます。

古賀市人権施策基本指針に基づく実施計画

― 目 次 ―

１　実施計画策定の背景　・・・１

２　２０２５（令和７）年度の実施計画の評価について　・・・・・・・・・・・・・・・・・３

３　２０２６（令和８）年度の実施計画について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

４　古賀市人権施策体系表　・・・７

５　２０２６（令和８）年度の実施計画の方向性　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１６

６　２０２５（令和７）年度→２０２６（令和８）年度の実施事業一覧　・・・１７

７　実施計画シート　・・１９

８　第５次古賀市総合計画に基づく政策体系図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８７

１．実施計画策定の背景

【世界における人権をめぐる動向】

第二次世界大戦中には、特定の人種の迫害や大量虐殺など、人権侵害・人権抑圧が横行しました。このような経験から、人権問題は国際社会全体にかかわる問題であり、人権の保障が世界平和の基礎であるという考え方が主流になってきました。

そのため国際連合は、１９４８（昭和２３）年１２月１０日に「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として、尊重すべき「人権」の内容を明確にした『世界人権宣言』を採択しました。この日は１９５０年（昭和２５年）に「人権デー」と定められ、以降、世界各地でさまざまな人権活動を推進するための諸行事が行われています。

その後も国際連合は、人権教育のための国連１０年や人権教育のための世界計画の実施のほか、女性、子ども、障がい者等に関する様々な人権法の拡大をはかっています。

また、２０１５（平成２７）年の国連サミットでは、２０３０（令和１２）年までに国際社会が一丸となって達成すべき目標として、SDGs（エスディージーズ：持続可能な開発目標）が採択されました。国連サミットの計画文書「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための２０３０アジェンダ」の前文には、「誰一人取り残さない」という言葉が謳(うた)われています。

【国内における人権をめぐる動向】

国においては、１９４７（昭和２２）年に「国民主権」、「平和主義」、「基本的人権の尊重」を理念とする日本国憲法を施行し、以後、１９５６（昭和３１）年には、国連加盟が承認され、国際社会の一員として人権に関するさまざまな条約を批准してきました。

２０００（平成１２）年には、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢に鑑み、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定めた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を施行したほか、様々な人権課題の解決に向けて法整備が進められました。

特にわが国固有の人権問題である部落差別（同和問題）については、１９６５（昭和４０）年の同和対策審議会答申を受けて、１９６９（昭和４４）年に「同和対策事業特別措置法」を施行し、二度にわたり制定された特別措置法に基づき、約３３年間、同和対策事業が取り組まれました。

その結果、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備はおおむね完了するなど着実に成果をあげ、さまざまな面で存在していた格差は大きく改善され、特別対策は２００２（平成１４）年より一般対策の中で取り組まれることとなりました。

しかしながら近年は、高度情報化社会の進展に伴い、インターネットの匿名性を悪用した差別的な書き込みや誹謗中傷、個人情報の暴露など、新たな社会問題が発生しています。

このような変化を背景に、２０１６（平成２８）年には人権三法と呼ばれる「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法)」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法)」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法)」が施行され、その後も２０２３（令和５）年にこども基本法と性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律が制定されるなど、個別の人権課題解消に向けさらなる法整備がなされています。

また、本市が２０２０（令和２）年度に実施した「古賀市人権に関する市民意識調査」においても、市民の関心度が最も高かった人権問題は「インターネット等による人権問題」で５２.９％（前回３４.８％）でした。加えて、「インターネットに関することで、特に人権問題であると思うこと」の設問では、「匿名性を悪用し、他人を中傷したり誤った情報を掲載したりしていること」が８２.５％と最も回答の割合が高く、インターネットの普及によって差別の形態が変化し、ネット社会における人権侵害が深刻化している状況がうかがえます。

法務省人権擁護機関による２０２５（令和７）年における「人権侵犯事件」の状況によると、救済手続きを開始した事件数は８，２０７件（前年８，９４７件)、インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の救済手続きを開始した件数は１，５６９件（前年１，７０７件）でした。インターネット上の救済手続きを開始した人権侵犯事件のうち、プライバシー侵害事案*1 が５０３件（前年６３５件)、識別情報の摘示事案*2 が４９４件（前年４７５件)、名誉棄損事案*3 が３４８件（前年３２９件）と全体の８５％を占めています。

以上のように、人権を取り巻く社会環境の変化に伴い、人権問題は多様化・複雑化しています。人権に関する現状および実態を十分認識し、引き続き全庁的に人権施策を推進していくため、本実施計画を策定しました。

*1 一般に私生活上の事実又は私生活上の事実らしく受け取られるおそれがあり、かつ、一般人の感受性を基準にして当該個人の立場に立った場合、公開を欲しないであろうと認められ、一般に人々にいまだ知られていない情報をインターネット上に流通させる場合をいう。ただし、当該情報を公開されない法的利益とこれを公表する理由とを比較衡量し、後者が前者に優越するときは、不法行為が成立しない。

*2 人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障がい、疾病又は性的指向についての共通の属性を有する不特定多数の者に対して当該属性を理由として政治的、経済的又は社会的関係における不当な差別的取扱いをすることを助長し、又は誘発する目的で、当該不特定多数の者が当該属性を有することを容易に識別することを可能とする情報をイ

ンターネット上に流通させる場合をいう。
*3 人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価を低下させる情報をインターネット上に流通させる場合をいう。ただし、問題とされる表現行為が公共の利害に関する事実に限り、専ら公益を図る目的に出た場合には、摘示された事実が真実であることが証明されたときは、同行為に違法性がなく、もし、上記事実が真実であることが証明されなくても、その行為者においてその事実を真実と信ずるについて相当の理由があるときには、故意又は過失がなく、不法行為が成立しない。

２．２０２５（令和７）年度の実施計画の評価について

２０２５（令和７）年度においては、個別の人権問題を部落差別（同和問題）や女性、障がい者など基本指針に沿った全１２項目に分類したうえで、それぞれの人権課題を解決していくことを念頭に、全庁的に事業展開を図りました。

その中で、部落差別（同和問題）に関する啓発では、福岡県が実施する同和問題啓発強調月間にあわせて、「同和問題を考える市民のつどい」を開催したほか、古賀市社会「同和」教育推進協議会が小学校区単位での校区人権啓発研修会を実施するなど、市民一人ひとりが部落差別の現実と課題を理解し、人権意識を高めることができるよう継続的な啓発活動に取り組みました。また、「いのち輝くまち☆こが２０２５」では人権についてより理解しやすく、自分事として考えられる啓発となるよう、講演ではなく劇団による一人芝居を行い、高い評価を受けました。また、第３回みんなの人権セミナーでは、実際に古賀市内の企業で働いている方を講師に招くことで、人権問題をより身近に感じてもらう機会となりました。

性的指向及び性自認（SOGI）に関する人権問題について、６月のプライド月間では、性の多様性への理解を深め誰もが生きやすい社会につなげることを目的として市役所庁舎にレインボーフラッグや横断幕等を掲出しています。令和７年度からは、より広く啓発できるよう、掲出先に海津木苑を追加しました。そのほか、LGBTQ など性的マイノリティの当事者のメッセージを紹介する「OUT IN JAPAN」を開催しました。また、誰もが大切なパートナーと共にその人らしく人生を歩んでいけるよう、性的マイノリティのカップルや事実婚の関係にある人たちを支援する取り組みとして、２０２１（令和３）年７月１日から性的マイノリティのカップルや事実婚の当事者だけでなく、その子どもを含めた家族の関係を公的に証明する「古賀市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」の運用を行っています。市広報紙やホームページ等で広く周知を図るとともに、性的マイノリティに対する理解を促進するための事業に取り組みました。

女性の人権問題では、「女性に対する暴力をなくす運動」や「国際女性デー」の掲示啓発を行い広く周知することができました。また、男女共同参画セミナーやこがのパパたち写真展などを開催し、男性の家事・育児への参画について啓発を行いました。

子どもの人権を守る取組としては、すべての子どもや若者が、自身の権利と意見を尊重されるべき主体であると認識できるよう、新たに市内小中学生へ「子ども版　古賀市こども計画」を配布し、子どもを含む地域社会全体にこども計画の内容や市の行政方針などについて周知・啓発を行いました。また、就学援助および高等学校入学支援金の申請についてオンライン対応を開始し、保護者への負担が軽減されました。他にも、スタンドアローン支援事業では、年々参加人数が増え、定員数よりも多くの申し込みがあることから、定員を昨年度の 30 名から 50 名まで拡充しています。

昨年度より子ども・若者相談室を設置することで幅広く相談を受けられるようにしたほか、家庭・児童に関する相談・支援体制を充実させ、早期発見・早期対応につなげています。

高齢者の人権を守る取組としては、市内の小中学校と玄界高等学校での「認知症サポーター養成講座」で新しい認知症観を伝えることで、より広く理解を深める機会を設けています。

また、高齢者の虐待、権利擁護、介護（予防)、成年後見制度の利用支援などを担う「地域包括支援センター」の社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員等の専門職が中心となって対応することで、高齢者やその家族が抱えるさまざまな悩み等の解決につなげることができました。「地域包括支援センター」を中学校区単位で市内３か所に設置することで、市民が相談しやすい環境を作り、医療や介護の専門職による高齢者の相談対応や支援の充実を図っております。また、センターの役割や支援内容について広く市民に知ってもらうため、地域でのつどいの場や出前講座、民生委員会での周知などに取り組みました。ひきこもりや８０５０問題等、複雑・多様化する課題や、コロナ禍の影響による経済的困窮状態が継続している人に寄り添った相談支援を行ったほか、コミュニティソーシャルワーカーによる地域課題の把握、解決に向けた関係機関との連携強化も図っています。

障がい者の人権を守る取組としては、障がい者の雇用促進を図るため、引き続き就職にむけた研修及び職場体験の機会を提供したことで事業所への就労につなげることができました。加えて、より良い就労支援ができるよう「支援者向けセミナー」を３回実施し、異業種交流や就労選択支援などを行いました。

さらに、来所や電話等で本人やご家族からの相談に応じ、関係機関と連携を図りながら相談支援を実施しました。特に、２市１町（福津市・古賀市・新宮町）障がい者地域支援ネットワーク協議会を定期開催し、情報や課題を共有して多分野・多職種の連携を図るほか、解決策を検討しています。

外国人の人権を守るための多文化共生推進事業として、従来より開催していた「交流型日本語教室」「交通安全教室」のほか、外国人人材活用に関する疑問や悩みを共有・解

決できる関係づくりを目的とした「企業セミナー」を開催しました。相談窓口に関しては、「家族滞在」を意識したアウトリーチ型の相談対応に加え、令和７年からは相談者に寄り添い、迅速な解決につながることを目的とした福岡出入国在留管理局職員による「出張専門相談窓口」を開設しました。併せて、「多文化共生に関するパネル展示」、福岡出入国在留管理局と共同した「啓発チラシの配付」などの市民啓発を行いました。

さまざまな人権問題への広い啓発として、海津木苑では、従来の８小学校のし尿処理学習、古賀市職員や市内団体を対象とした施設研修に加えて、令和７年度より福津市の小学校を対象としたし尿処理学習、福津市職員や福津市団体等を対象とした施設研修を新規実施しました。

３．２０２６（令和８）年度の実施計画について

２０２６（令和８）年度に実施する各事業については、１８ページ以降の「実施計画シート」に記載された「事業の成果・評価・課題」を十分ふまえ、当初予算に基づいて、「方向性」および「計画」を定めて実施することとしています。

２０２３（令和５）年度に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行され、翌年度の２０２４（令和６）年度には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正による合理的配慮の提供義務化や、「児童福祉法」の改正による包括的な支援体制の強化・拡充など、人権を取り巻く環境はめまぐるしく変化しています。

２０２６（令和８）年度実施計画についても、前年度の反省と学びをいかして創意工夫を凝らしながら実施していきます。

また現代社会では、根拠のない噂や誤った情報が広まることで差別や偏見が強まり、人権を侵害する「風評被害」が大きな問題になっています。特に、科学的な知識の不足や偏見に基づいた情報をそのまま信じて拡散すると、被害者の尊厳を傷つけ、社会全体の信頼関係にも悪影響を及ぼします。

このような被害を防ぐためには、正しい科学的理解を持つこと、先入観にとらわれないこと、情報を鵜呑みにせず自ら確認する姿勢を持つこと、安易に周囲に同調しないこと、そして被害を受けた人の立場に思いを寄せることが大切です。こうした意識と行動を身につけることが、人権を尊重する社会づくりにつながります。

４．古賀市人権施策体系表

２０２６（令和８）年度の実施計画では、基本指針に則り個別の人権問題を１２項目に分類しています。これらの人権問題は、それぞれの人権問題に固有の課題があると同時に、深層で強く結びついています。そのため、人権施策を実施するに当たっては、それぞれ個々の課題解決のみならず、一つの課題が他の課題と複雑に絡み合っているという認識のもと

で、総合的かつ全庁的に取り組む必要があります。

こうしたことから、「古賀市人権施策体系表」を定め、体系的かつ計画的に人権施策を推進していきます。

項番	個別の人権問題の分類
1	部落差別（同和問題）
2	女性の人権問題
3	子どもの人権問題
4	高齢者の人権問題
5	障がい者の人権問題
6	外国人の人権問題
7	感染症患者等に関する人権問題
8	インターネットによる人権問題
9	犯罪被害者等に関する人権問題
１０	災害に伴う人権問題
１１	性的指向及び性自認（SOGI）に関する人権問題
１２	さまざまな人権問題

古賀市人権施策体系表

1.部落差別（同和問題）

●施策の目的・方向性

○同和対策事業や同和教育で得られた成果を踏まえ、部落差別の解決に向けた施策の展開を図ります。
○部落差別は決して孤立して存在するものではなく、人権教育・啓発の大きな柱として同和教育・啓発を位置付け取組を進めます。
○すべての行政職員が部落差別の解決は行政の責務であることを再認識し、主体性をもって市民への説明責任を果たしながら施策を推進します。
○「寝た子を起こすな」論については、部落差別を温存、助長、拡散する可能性があるため、その考え方を是正し、また「部落差別解消推進法」や「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」の周知啓発に努めます。
○「古賀町(市)「同和」教育基本方針」や「古賀町(市)「同和」保育基本方針」を定めて教育行政や保育行政に取り組んできましたが、これらの方針は同和対策に限らず、一般対策を行っていく上でも今日まで果たしてきた役割は非常に大きく、今後もその精神を本指針に踏襲し、基本的人権を尊重していくための人権教育・啓発に取り組みます。
○同和教育をあらゆる人権問題の解決につなげていく、発展的、創造的な取組を推進します。
○部落差別や同和教育にかかわるすべての指導者は、その取組について点検・評価を行います。
○各種研修会の参加等により、人権相談に従事する人権教育・啓発担当者のスキルアップを図り、関係機関と連携、相談機能・体制の充実に努めます。

●主な根拠法令等

日本
○日本国憲法第１４条（昭和２２年）
○同和対策議会答申（昭和４０年）
○同和対策事業特別措置法（昭和４４年）※１０年時限法、３年延長
○地域改善対策特別措置法（昭和５６年）※５年時限法
○地対財特法（昭和６２年）※５年時限法、５年延長のち一部５年延長
○人権教育のための国連１０年国内行動計画（平成９年）
○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成１２年）
○部落差別の解消の推進に関する法律（平成２８年）

福岡県
○福岡県同和教育基本方針（昭和４４年）
○福岡県同和対策長期計画（昭和４５年）
○福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例（平成７年）
※平成３１年に福岡県部落差別解消推進に関する条例に改正
○人権教育のための国連１０年福岡県行動計画（平成１０年）
○福岡県人権教育・啓発基本施策（平成１５年）
○福岡県人権教育・啓発基本指針・啓発基本指針（平成１７年）※平成２９年改定

古賀市
○古賀町同和対策審議会設置（昭和４５年）※平成１８年廃止、同年古賀市人権施策審議会設置
○古賀町「同和」保育基本指針（昭和５０年）
○古賀町「同和」教育基本指針（昭和５４年）

○「人権擁護古賀町」宣言に関する決議（平成６年）
○古賀市「同和」問題等の早期解決に関する条例（平成８年）
○人権教育のための国連１０年古賀市行動計画（平成１２年）
○古賀市人権施策基本指針（平成１９年）※令和３年改定
○古賀市部落差別をはじめあらゆる差別の解消と人権擁護に関する条例（令和２年）

２.女性の人権問題

●施策の目的・方向性

○第３次古賀市男女共同参画計画に沿った事業を推進します。
○男女共同参画の取組を支援するため、必要な体制の整備に努めます。
○教育や就労の場において、男女共同参画の理念が根付くよう教育・啓発に努めます。
○ドメスティック・バイオレンスやハラスメント等の暴力を根絶するため、職場や地域における啓発の取組強化に努めるとともに、相談機能の充実に努めます。
○女性職員の活躍を推進するため、数値目標を設定のうえ目標達成に向けた取組を実施します。

●主な根拠法令等

日本
○母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年）※令和６年改正
○雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和６１年）※令和２年改正
＝男女雇用機会均等法
○男女共同参画社会基本法(平成１１年)
○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成１３年)※令和５年度改定
＝ＤＶ防止法
○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成２７年)※令和２年改正
○政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(平成３０年)※令和３年改正
○困難な問題を抱えている女性を支援する法律（令和６年）

福岡県
○福岡県男女共同参画推進条例(平成１３年)
○第６次福岡県男女共同参画計画（令和８年）

古賀市
○第３次男女共同参画計画（令和４年）※令和８年中間見直し
○古賀市男女平等をめざす基本条例(平成１７年)

３.子どもの人権問題

●施策の目的・方向性

○子どもが自分と他者を大切にする人権教育を推進します。
○「第２期古賀市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもの健やかな育ちのための支援、いきいきと子育てができる環境づくり、子育て家庭にやさしい生活環境づくり、教育・保育提供体制の充実、子育てを支える地域づくりといった基本目標の実現をめざします。
○子育てに対する不安や悩み、いじめ、不登校、虐待等さまざまな問題についての相談機関の周知に努めるとともに、相談事業の充実を図ります。

○「古賀町（市）「同和」保育基本方針」の精神を踏まえ、保育所保育指針及び指針に示されている「人権を大切にする心を育てる」保育に努めます。
○市内の小・中学校において、児童生徒の生活上の問題状況を見出すことができるよう見守り体制及び個別の対応の充実を図ります。
○「いのちのノート」の内容の充実を図るとともに、子どもたちの人権感覚と生きる力を育む教育を行います。
○「古賀市要保護児童対策地域協議会」を構成する関係機関の連携強化及び実務者会議の充実を図ります。
○「児童虐待の防止等に関する法律」の意義を人権教育・啓発の場などを通して広めます。
○体罰は学校教育法や児童福祉法において禁止されているばかりでなく、重大な人権侵害であり、決して許されるものではないという基本認識を教職員や保護者等に定着させるため、体罰防止に向けた諸政策の展開を図ります。
○子どもを取り巻く大人一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」という意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚できるよう、人権教育の中でいじめの撲滅に向けた諸施策の展開を図ります。
○教育、ひきこもり、貧困、虐待など、子どもに関わる施策を担うすべての部署が、「子どもの権利条約」の理念を共有し、関係部署で情報共有と緊密な連携を図り総合的な取組を進めていきます。
○１８歳未満の「ヤングケアラー」と思われる子どもを、教育や福祉等の関係機関が連携を行い、早期発見することにより、本来守られるべき子どもの権利を守り、健やかに成長できるよう支援します。
○２０１９（平成３１）年に策定した「古賀市子どもの未来応援プラン」に基づき、子どもの貧困対策を総合的に推進していきます。
○２０１９（平成３１）年に策定した「古賀市いのち支える自殺対策計画」に基づき、児童生徒が、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育（ＳＯＳの出し方に関する教育など）をさらに推進していきます。
○インターネット上の犯罪や人権侵害から児童生徒を守るため、学校が配布したパソコン端末のフィルタリングを強化するとともに、児童生徒や保護者に対する情報モラル教育を充実させます。

●主な根拠法令等

日本

○児童福祉法(昭和２３年)※令和６年改正
○児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成１１年)※平成２６年改正
○児童虐待の防止等に関する法律(平成１２年)※令和２年改正
○青少年が安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成２１年)※平成３０年改正
○子ども・若者支援推進法（平成２１年）
○いじめ防止対策推進法(平成２５年)
○こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(平成２６年)※令和６年改正
○子ども・子育て支援法（平成２４年）※令和６年改正
○義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律施行(平成２９年)
○医療的ケア児及びその家族の支援に関する法律(令和３年)
○こども家庭庁設置法（令和５年）
○こども大綱（令和５年）

○こども基本法（令和５年）※令和６年一部改正
○少年法（昭和２４年）※令和４年改正

福岡県

○福岡県青少年健全育成条例（平成８年）※令和２年改正
○福岡県いじめ防止基本方針（平成２６年）※平成３０年改定
○福岡県子どもへの虐待を防止し権利を擁護する条例(令和４年)
○福岡県こども計画（令和７年）

古賀市

○古賀市いじめ防止基本方針（平成２７年）※令和４年改定
○古賀市子ども・子育て支援条例（平成３１年）
○古賀市こども計画（令和７年）

４.高齢者の人権問題

●施策の目的・方向性

○高齢者が「住み慣れた地域でともに支え合い、最期まで安心して暮らせるまちづくり」を基本理念に、「古賀市介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」に基づき施策の推進を図ります。
○「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の責務等を踏まえ、虐待の早期発見と防止を趣旨とする啓発の取組を推進します。
○「８０５０問題」や高齢者の孤立化など、複雑化・多様化した問題に対応できるよう包括的相談支援体制を強化し、高齢者の人権が尊重され、住み慣れた地域で暮らしていくことができる社会を構築します。
○高齢者が生きがいをもち生涯にわたって健康な生活を続けられるよう、就労支援等の社会参加を推進します。
○高齢者の人権侵害の問題を解決するため、社会全体で支援していくシステムの構築を図ります。
○民生委員、福祉委員などとの連携を強化し、高齢者の状況把握に努めます。
○高齢者及び高齢者の養護者が抱える不安や悩み等さまざまな問題についての相談機関の周知に努めるとともに、相談事業の充実・強化を図ります。

●主な根拠法令等

日本

○社会福祉法（昭和２６年）※令和３年改正
○老人福祉法(昭和３８年)※平成２１年
○高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和４６年）※令和３年改正
○高齢社会対策基本法(平成７年)
○高齢社会対策大綱（平成８年）※令和６年改定
○介護保険法(平成１２年)※令和２年改正
○高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成１８年)
○成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成２８年)
○成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年）
○共生社会の実現を推進するための認知症基本法(令和６年)

福岡県

○第１０次福岡県高齢者保健福祉計画（令和６年）

古賀市

○古賀市第９期介護保険事業計画（令和６年）
○第１０次高齢者保健福祉計画（令和６年）
○古賀市第３期地域福祉計画（令和６年）

５.障がい者の人権問題

●施策の目的・方向性

○障がい者とともに暮らせるまちを実現するため「障がい者差別解消法」と「古賀市障がい者基本計画」に基づき施策の推進を図ります。
○障がい者への差別や偏見の解消に向けて、より実効性のある教育・啓発に努めます。
○コミュニケーションの促進を図り、障がい者の特性に応じた適切な配慮（点字、音声での案内、手話通訳等）に努めます。
○障がい者の社会参加とともに、就労への意欲の向上、障がい者雇用に対する理解の促進など就労支援に努めます。
○すべての人にとってやさしく、住みやすいまちを実現していくため、「古賀市交通バリアフリー基本構想」を踏まえ、移動環境の整備に努めます。
○公共施設等の整備にあたっては、バリアフリー化を促進するなどユニバーサルデザインの配慮に努めます。
○障がいに関する不安や悩み等さまざまな問題についての相談機関の周知に努めるとともに、相談事業の充実・強化を図ります。

●主な根拠法令等

日本

○身体障がい者福祉法(昭和２５年)※昭和５９年改正
○精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律（昭和２５年）※令和５年改正
○知的障がい者福祉法(昭和３５年)
○障がい者の雇用の促進等に関する法律（昭和３５年）※令和４年改正
○障がい者基本法(昭和４５年)※平成２３年改正
○発達障がい者支援法(平成１７年)※平成２８年改正
○障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成２４年）※令和４年改正
○障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援に関する法律(平成２４年)
○地域社会における共生の実現に向けて新たな障がい保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成２５年)＝障がい者総合支援法、※旧障がい者自立支援法（平成１８年）
○障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律施行(平成２８年)、令和６年改正施行
○視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する法律(令和元年)
○第５次障がい者基本計画(令和５年)

福岡県

○福岡県福祉のまちづくり条例（平成１１年）
○福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例（平成２９年）
○福岡県障がい者福祉長期計画（第３期）（令和３年）
○福岡県障がい者福祉計画（第６期）（令和６年）
○福岡県障がい児福祉計画（第３期）（令和６年）

古賀市

○古賀市障がい者施策推進協議会設置条例(平成１３年)
○第４期古賀市障がい者基本計画（令和３年）
○第７期古賀市障がい福祉計画（令和６年）
○第３期古賀市障がい児福祉計画（令和６年）

６.外国人の人権問題

●施策の目的・方向性

○外国人住民の人権問題に関する相談窓口の充実や人権侵害救済について取り組みます。
○相互の理解を深め、認め合っていくための手段として、外国人住民との交流の場を設けるなど、多くの世代が多様な文化を尊重し、国際感覚や共生の心を醸成する機会の提供に努めます。
○生活に必要な情報をわかりやすく発信し、適切な情報を受けることができる支援に努めます。
○「多文化共生推進協議会」などを活用しながら関係機関や関係団体との連携強化を図ります。
○学校教育においては、１９９８（平成１０）年に福岡県が策定した「学校教育における在日外国人の人権に関する指導上の指針」に基づく教育活動に努めます。
○学校現場における外国人住民の保護者や子どもに対する日本語指導及び交流型日本語教室の開催など、外国人住民が誰とでもコミュニケーションが円滑にとれるよう支援に取り組みます。
○在日コリアン（韓国・朝鮮人）をはじめとする、外国人住民に対する差別の現状と「ヘイトスピーチ解消法」の基本理念を踏まえた人権教育・啓発に取り組みます。

●主な根拠法令等

日本

○本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成２８年)
=「ヘイトスピーチ解消法」
○日本語教育の推進に関する法律（令和元年）

福岡県

○学校教育における在日外国人の人権に関する指導上の指針（平成１１年）

７.感染症患者等に関する人権問題

●施策の目的・方向性

○感染症患者に対する偏見や差別の解消は行政の責務であるとの認識の下、啓発や広報活動に取り組みます。
○感染症等に関する正しい知識の普及を図るとともに、学校においては子どもの発達段階に応じた人権教育に取り組みます。
○感染症等に関する相談についての相談機関の周知に努めるとともに、相談事業の充実・強化を図ります。

●主な根拠法令等

日本

○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成１１年)※令和２年改正
※後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針が平成３０年に改正
○ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成２１年)※令和元年改正
○ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（令和元年）
○ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年）

古賀市人権施策体系表

8.インターネットによる人権問題

●施策の目的・方向性

○インターネットによる差別書込みや誹謗中傷、個人情報の暴露等に対し引き続き人権侵害を防止するための法整備を国に対し提言を行います。

○利用者一人ひとりが、個人のプライバシー等を守ることの重要性や情報の収集・発信における責任やモラルについて正しい理解と認識をひろげるための教育・啓発の推進に努めます。

○インターネットにおける人権侵害に対して、法務局や警察等との連携を強化し、問題解決を図ります。

●主な根拠法令等

日本

○特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律(平成１３年)
※令和７年改正

○人権教育・啓発に関する基本計画(平成１４年）※平成２３年変更

福岡県

○福岡県人権教育・啓発基本指針（平成１５年）※平成３０年改定

古賀市

○古賀市人権施策基本指針（平成１９年）※令和４年改定

9.犯罪被害者等に関する人権問題

●施策の目的・方向性

○犯罪被害者等の尊厳に配慮し、生活環境その他の状況に応じて、立場に配慮した適切な支援を関係機関等と連携協力して推進します。

○犯罪被害者等がおかれている状況、名誉や生活の平穏への配慮の重要性に対する理解を深めるための啓発を推進します。

●主な根拠法令等

日本

○犯罪被害者等基本法(平成１７年)

○第５次犯罪被害者基本計画（令和８年）

福岡県

○福岡県犯罪被害者等支援条約（平成３０年）

○福岡県犯罪被害者等支援計画（令和４年）

古賀市

○古賀市犯罪被害者等支援条例（令和４年）

古賀市人権施策体系表

１０.災害に伴う人権問題

●施策の目的・方向性

○人間の「絆」を大切にする心を学校教育や生涯学習、あらゆる啓発の場を通して培い、「いのち輝くまちづくり」に生かします。

○風評による人権侵害は、被災地の人々だけの問題でなく、私たち自身の問題だという認識を共有するための教育・啓発に努めます。

○東日本大震災の教訓を風化させないよう、これからも教育・啓発の生きた教材として取り組みます。

○災害時に他者へ配慮し、冷静に判断ができるよう、日頃から災害に備える「自助」の重要性の啓発に努めます。

○災害時にさまざまな事情がある被災者に配慮が行き届くよう、「共助」の担い手となる自主防災組織等が、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、多様な視点を取り入れた防災体制を確立できるよう、支援に努めます。

○避難所でのプライバシーの確保、トイレや女性用スペースの適切な配置などを定めた「古賀市避難所運営マニュアル」に基づき、体制の整備に努めます。

●主な根拠法令等

日本

○災害対策基本法(昭和３６年)※令和３年改正

○被災者生活再建支援法（平成１０年)※令和２年改正

○東日本大震災復興基本法(平成２３年)

１１.性的指向及び性自認(ＳＯＧＩ）に関する人権問題

●施策の目的・方向性

○性の多様性を正しく理解するための取組を推進していきます。

○性の多様性に関する正しい理解と認識を深め、性的指向や性自認を理由とした差別や偏見をなくすための、人権教育・啓発を推進します。

○教職員及び児童生徒が性の多様性に関する正しい理解と認識を深めるための取組を推進します。

○当該児童生徒に十分配慮し、安心して学校生活を送るための支援や相談体制の充実を図ります。

○性的少数者の方々が孤立しないよう、交流会事業の充実・強化を図ります。

○「古賀市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」の運用及び制度の周知啓発を行うとともに、医療機関をはじめとする事業者等への理解、認識の促進に努めます。

●主な根拠法令等

日本

○性同一性障がい者の性別の取扱いの特例に関する法律(平成１６年)※令和４年改正

○性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和５年）

福岡県

○福岡県パートナーシップ宣誓制度（令和４年）

○福岡県パートナーシップ宣誓制度実施要綱（令和４年）

古賀市

○古賀市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（令和３年）※令和５年改正

古賀市人権施策体系表

１２.さまざまな人権問題

●施策の目的・方向性

○人権侵害救済法の実現に向け、関係団体等と連携し取組を進める。

○職員への人権研修をさらに充実させ、人権意識の向上を図るとともに、確かな人権感覚を身につけ、さまざまな人権課題解決に向けて、先導的役割を果たせる資質を養う。

○「古賀市いのち支える自殺対策計画」(令和元年)の具体化により、心の健康を支え自殺を予防する。中高年の引きこもりや障がい者の親亡き後の生活の問題について、効果的な相談・支援の取組や周知方法について調査・研究する。

○国連で採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる「持続可能な開発目標(SDGs)」について職員の認識を深め、施策への反映について研究する。

●主な根拠法令等

日本

○日本国憲法（昭和２２年）

○人権擁護委員法（昭和２４年）

○私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成２６年）

○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成１２年）

○ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成１２年)※令和３年改正

○ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成１４年)※平成２９年

○身体障がい者補助犬の育成及びこれを使用する身体障がい者の施設等の利用の円滑化のための障がい者基本法（平成１４年）

○身体障がい者補助犬法（平成１４年）

○拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（平成１８年）

○自殺対策基本法(平成１８年)※平成２８年改正

○生活困窮者自立支援法(平成２７年)※令和７年改正

○ユニバ―サル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律(平成３０年)

○アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（令和元年）

○性的な姿勢を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿勢の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律施行(令和５年)

福岡県

○福岡県人権教育・啓発基本指針（平成１５年）※平成３０年改定

○福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例（平成３１年）※令和６年改正

○第５次福岡県ホームレス自立支援実施計画（令和６年）

○第２期福岡県自殺対策計画（令和５年）

古賀市

○第３期古賀市地域福祉計画（令和６年）

○第６次古賀市地域福祉活動計画（令和６年）

○第３次古賀市生涯学習基本計画（令和６年）

５．２０２６(令和８)年度の実施計画の方向性

古賀市人権施策基本指針

○ 人権施策の基本理念

「人間の尊厳」「自立」「自己実現」「交流」「共生・共働」

古賀市がめざす「いのち輝くまちこが」は、市民一人ひとりの人権が尊重され、心豊かに暮らせる地域社会を実現することにある。そのためには、すべての人権施策は、古賀市人権施策基本指針の基本理念に基づく。

○ 個別の人権問題

それぞれの人権問題が抱える固有の経過や現状を踏まえ、すべての市民の人権確立をめざし、各部署において策定した個別計画に基づき施策の推進を図る。

①部落差別（同和問題）　②女性の人権問題　③子どもの人権問題

④高齢者の人権問題　⑤障がい者の人権問題　⑥外国人の人権問題

⑦感染症患者等に関する人権問題　⑧インターネットによる人権問題

⑨犯罪被害者等に関する人権問題　⑩災害に伴う人権問題

⑪性的指向及び性自認(SOGI)に関する人権問題　⑫さまざまな人権問題

人権に関する市民意識調査から見えてきた人権課題

○ 行政で取り組むこと

「人権侵害の救済」「教育」「啓発」「環境づくり」

現状把握による人権課題の明確化と共通認識。「古賀市民の人権に関する市民意識調査」から見えてきた共通課題を視点に据え、総合行政で取り組む。

２０２６（令和８）年度実施計画

○ 基本事業４９事業

「人権施策基本指針」に基づき、古賀市民の人権意識の傾向を把握し、各課連携し積極的に人権施策を行い、「いのち輝くまちこが」をめざす。

６．2025（令和7）年度→2026（令和8）年度の実施事業一覧表

ページ	施策体系図	基本事業	所管課		個別の人権課題の分類												人権課題			
			新	旧	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	人権侵害の救済	教育	啓発	環境づくり
			2026年度 令和8年度	2025年度 令和7年度	同和問題	女性	子ども	高齢者	障がい者	外国人	感染症	インターネット	犯罪被害者等	災害に伴う	性	さまざま				
19	1-1-1-1	妊娠・出産・乳幼児期支援事業	子ども家庭センター	子ども家庭センター		●	●			●										●
20	1-1-1-1	妊娠・出産・乳幼児期支援事業	子ども家庭センター	子ども家庭センター			●													●
22	1-1-1-2	乳幼児親子交流・支援事業	青少年育成課	青少年育成課			●											●		●
23	1-1-1-2	乳幼児親子交流・支援事業	子ども家庭センター	子ども家庭センター		●	●										●			
24	1-1-1-3	子ども発達支援事業	子ども家庭センター	子ども家庭センター			●		●								●			
25	1-1-1-4	児童権利擁護事業	子ども家庭センター	子ども家庭センター			●										●			●
27	1-1-2-2	ひとり親家庭等支援事業	子ども家庭センター	子ども家庭センター		●	●										●			●
28	1-1-2-4	修学支援事業	学校教育課	学校教育課			●											●		
30	1-1-3-1	幼児教育・保育提供事業	保育所	保育所			●													●
31	1-2-1-1	学力・体力向上推進事業	学校教育課	学校教育課	●		●			●								●		
32	1-2-1-2	学校・地域連携推進事業	学校教育課	学校教育課	●		●			●								●		
33	1-2-1-3	特別支援教育推進事業	学校教育課	学校教育課			●		●											●
34	1-2-1-4	学習支援体制充実事業	学校教育課	学校教育課			●													●
35	1-2-1-5	学校運営事業	学校教育課	学校教育課			●										●	●		
36	1-3-1-1	青少年健全育成対策事業	子ども家庭センター	子ども家庭センター			●										●			
37	1-3-1-2	青少年育成活動推進事業	青少年育成課	青少年育成課			●											●		●
38	1-3-1-3	児童センター管理運営事業	青少年育成課	青少年育成課			●											●		●
39	1-3-1-4	学童保育所管理運営事業	青少年育成課	青少年育成課			●											●		●
40	1-3-1-5	スタンドアローン支援事業	隣保館	隣保館	●		●											●	●	
42	1-3-6-1	生涯学習推進事業	生涯学習推進課	生涯学習推進課	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●		
43	1-4-1-1	人権意識向上事業	商工政策課	商工政策課												●		●	●	
44	1-4-1-1	人権意識向上事業	建設課	商工政策課	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	
45	1-4-1-1	人権意識向上事業	人権センター	人権センター	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	
49	1-4-1-1	人権意識向上事業	隣保館	隣保館	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	

ページ	施策体系図	基本事業	所管課		個別の人権課題の分類												人権課題			
			新	旧	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	人権侵害の救済	教育	啓発	環境づくり
			2026年度 令和8年度	2025年度 令和7年度	同和問題	女性	子ども	高齢者	障がい者	外国人	感染症	インターネット	犯罪被害者等	災害に伴う	性	さまざま				
54	1-4-1-2	人権擁護事業	人権センター	人権センター	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
55	1-4-1-2	人権擁護事業	隣保館	隣保館	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	
56	1-4-1-3	人権関連施設管理事業	隣保館	隣保館	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	
57	1-4-2-1	性の多様性尊重事業	人権センター	人権センター											●		●		●	●
59	1-4-3-1	男女共同参画推進事業	人権センター	人権センター		●											●		●	●
61	1-4-3-2	DV対策事業	子ども家庭センター	子ども家庭センター		●											●			●
62	1-4-4-1	多文化共生推進事業	まちづくり推進課	まちづくり推進課						●								●	●	●
64	2-2-1-2	介護予防・生きがいづくり支援事業	健康介護課	健康介護課				●												●
65	2-2-2-1	地域包括ケア推進事業	福祉課	福祉課				●									●			
66	2-2-2-2	高齢者権利擁護推進事業	福祉課	福祉課				●									●			
67	2-2-2-3	認知症総合支援事業	福祉課	福祉課				●										●	●	
69	2-3-1-2	障がい者相談支援事業	福祉課	福祉課					●								●			●
70	2-3-2-1	障がい者就労促進事業	福祉課	福祉課					●								●			●
71	2-4-1-1	相談支援包括化事業	福祉課	福祉課												●	●			
73	2-4-1-2	自殺対策推進事業	福祉課	福祉課												●	●			
74	2-4-2-3	包括的自立支援事業	福祉課	福祉課												●	●			
75	3-1-2-2	職業紹介事業	商工政策課	商工政策課												●	●			
76	3-2-2-1	農業者経営安定支援事業	農林振興課	農林振興課		●														●
77	4-3-1-2	交通安全対策推進事業	建設課	建設課			●	●	●											●
78	4-4-6-1	環境教育推進事業	海津木苑	海津木苑	●											●		●	●	
81	5-1-2-1	広報事業	経営戦略課	経営戦略課	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	
82	5-1-2-2	公聴事業	経営戦略課	経営戦略課												●	●			
83	5-1-3-20	住民情報管理事務	市民国保課	市民国保課	●	●	●	●	●	●							●			
84	5-1-3-24	人材育成事務	人事秘書課	人事秘書課	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●		●
86	5-1-3-28	子育て支援施策推進事務	子ども家庭センター	子ども家庭センター			●												●	

個別の人権問題	2　3　6				人権課題	環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業		基本構想ﾍﾟｰｼﾞ
	1	1	1	1	妊娠・出産・乳幼児期支援事業	29
個別計画	こども計画					
基本事業の概要	妊婦とその家族の妊娠・出産・育児に対する不安を軽減するため、母子健康手帳を交付するとともに、妊婦教室を開催し、正しい知識や情報を提供し安心して妊娠・出産・育児を迎えられるよう支援する。					
基本事業を構成する細事業（事務事業）	1　妊娠期支援事業					
	2					
	3					
	4					

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容

○ 妊娠の届出をした妊婦に母子健康手帳を交付した。
母子健康手帳交付時に、妊娠に伴う疾病予防に努めるために、アンケートを実施することで妊婦の状況を把握し、適切な支援を実施した。

（人）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
母子健康手帳交付	352	341	365
妊娠中期妊婦教室参加者	13	18	25
妊娠後期妊婦教室参加者	17	36	37

○ 平成26年度から妊娠後期妊婦教室(妊娠22週以降の妊婦対象)を福岡女学院看護大学と共催で実施している。

事業の成果・評価・課題

【成果・評価】
○ 子ども家庭センターにおいて、妊娠期から乳幼児期までの子育てに関する支援をワンストップで実施するとともに、切れ目のない支援を図るため、母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供し、きめ細かな相談支援に努めた。
○ 母子手帳交付時に、妊婦に対し産前・産後についての説明・面談・アンケートを行うことでハイリスク妊婦等の把握に務め、伴走支援を実施した。
○ 支援を必要とするハイリスク妊婦等に対しては、関係機関と連携し適切な支援を行った。

【課題】
● ハイリスク妊婦等に対応するため、今後も妊娠期から子育て期までの支援を強化する体制づくりを推進する必要がある。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性

○ 妊婦が安心して出産できるよう、全ての妊婦に対し、サポートプランを策定・手交し、充実した支援を継続して実施する。

計画

○ 妊娠初期妊婦：母子手帳交付時に全ての妊婦に対し、サポートプラン等を策定し、妊娠・子育て支援に関する情報提供を行うとともに、フォローが必要な妊婦を把握する。
○ 中期妊婦教室：6回実施予定
○ 後期妊婦教室：4回実施予定
○ 子ども家庭センターにおいて、妊娠期から乳幼児期にわたる切れ目のない支援を実施する。

個別の人権問題	3				人権課題	環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業		基本構想ﾍﾟｰｼﾞ
	1	1	1	1	妊娠・出産・乳幼児期支援事業	29
個別計画	こども計画					
基本事業の概要	保健師、助産師、保育士が各家庭を訪問し、育児の孤立感や不安感の軽減を図るとともに、児童虐待の未然防止を図ることで、子どもが健やかに成長できる環境整備を行う。					
基本事業を構成する細事業（事務事業）	1 産前・産後支援事業					
	2					
	3					
	4					

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容

○ 妊娠後期から出産後概ね1年までの妊産婦(初産婦及び経産婦希望者)の家庭を助産師、保健師、保育士が訪問し、妊娠後期の過ごし方、出産準備や育児のサポートを実施した。

・産前・産後訪問　（世帯）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
訪問世帯数	191	189	328

○ 概ね生後2か月の赤ちゃんのいるすべての家庭を、保健師、助産師、保育士が訪問し、乳児の身体測定、発達チェック、予防接種や健診のスケジュール、市の子育て支援情報等を提供するとともに、保護者からの相談を受け、適切な支援・助言を実施した。
また、子どもの誕生を社会全体で祝福するため、「うまれてきてくれてありがとうＢＯＸ～こがたからばこ～」を贈った。

・乳児家庭全戸訪問　（件）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施件数	381	368	342

・ 養育支援訪問（再訪問）　（世帯）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
訪問世帯数	223	187	131

事業の成果・評価・課題

【成果・評価】

○ 産前・産後訪問では、妊娠期から顔の見える信頼関係を築きＳＯＳを出しやすい環境を作ることで適切な支援につなぐことができた。

○ 乳児家庭全戸訪問は99.1%の訪問率で実施し、子育ての孤立化を防ぐため不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供をすることができた。

○ 乳児家庭全戸訪問では、支援が必要と思われる家庭や保護者から相談があった家庭については、再訪問を行い適切な支援につなぐことができた。

○ 地域全体で社会の宝である子どもの誕生をお祝いし、すべての子どもと子育て家庭を支える思いを伝えることができた。

【課題】

● 個々の家庭に応じた支援ができるよう、引き続きスタッフ間で情報を共有し、養育支援訪問を実施していく必要がある。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性

○ 母子の健康状態の確認や子育て情報の提供等に努め、子育てに対する孤立感や不安感の軽減を図るとともに、児童虐待等の未然防止や早期発見・早期対応に取り組む。

○ 不安感の軽減を図るとともに、児童虐待等の未然防止や早期発見・早期対応に取り組む。

計画	○ 助産師、保健師、保育士が妊娠後期から出産後概ね1年までの妊産婦（初産婦及び経産婦希望者）の家庭訪問を実施。 ○ 保健師、助産師、保育士が概ね生後4か月までの乳児家庭の全戸訪問を実施するとともに、「うまれてきてくれてありがとうＢＯＸ～こがたからばこ～」を贈る。

個別の人権問題	3				人権課題	教育・環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業		基本構想ﾍﾟｰｼﾞ
	1	1	1	2	乳幼児親子交流・支援事業	29
個別計画						
基本事業の概要	地域における乳幼児親子の居場所を提供し、乳幼児親子の相談や交流、子育て支援情報の発信、地域の中で子育ての応援ができる体制の構築を行う。					
基本事業を構成する細事業（事務事業）	1 地域乳幼児親子交流・支援事業					
	2					
	3					
	4					

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容

○ 児童館・児童センターで、乳幼児親子が楽しく過ごし交流できる乳幼児事業を行った。

・ 乳幼児事業利用者数（乳幼児と保護者の延べ参加人数）　（人）

児童館・児童センター	令和5年度	令和6年度	令和7年度
米多比児童館	547		
青柳児童センター	371	910	1,105
千鳥児童センター	262	303	499
ししぶ児童センター	75	212	292

※米多比児童館は令和5年度中に青柳児童センターに機能移転した。

・ 乳幼児事業実施回数　（回）

児童館・児童センター	令和5年度	令和6年度	令和7年度
米多比児童館	16		
青柳児童センター	13	34	34
千鳥児童センター	11	11	11
ししぶ児童センター	8	12	12

事業の成果・評価・課題

【成果・評価】

○ 各児童センターに保育士資格を持つ職員を配置し、センターごとに特色ある事業を企画・実施した。

○ 新たに各児童センターで1回ずつ、外部講師による子育て支援講座を開催し、乳幼児保護者への情報提供や学びの場の提供を行った。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性

○ 乳幼児親子の「行き場所」「居場所」となるよう、それぞれの施設情報をきめ細かく発信し、乳幼児親子の交流事業を行う。

計画

○ 引き続き、各児童センターによる特色ある事業を年間を通じて実施し、乳幼児親子の交流の場・相談の場を提供する。

○ 各児童センターで年1回、講師を招き、乳幼児と一緒に楽しめたり、乳幼児を預けて保護者が学ぶことのできる「子育て支援講座」を実施する。

個別の人権問題	2　3				人権課題	救済
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業		基本構想ﾍﾟｰｼﾞ
	1	1	1	2	乳幼児親子交流・支援事業	29
個別計画	こども計画					
基本事業の概要	児童福祉法に基づき、全ての児童は適切に養育され、愛され、保護されること、また児童の心身の健やかな成長が図られることを目的に保護者の育児力を支援する。					
基本事業を構成する細事業（事務事業）	1　乳幼児親子交流・支援事業					
	2					
	3					
	4					

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容

○ 子育て中の親子の居場所をつくり、子育て家庭の不安感や孤立感の軽減や、母子の愛着形成を図るため、各種子育て支援事業を実施した。

・ＩＰＰＯプログラム事業

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
開催回数(クール)	5	4	4
参加組数（組）	43	41	39

※6回/クール、定員12組

・つどいの広場事業　（人）

（親子利用者数）	令和5年度	令和6年度	令和7年度
でんでんむし	10,122	7,796	9,748

・ミニつどいの広場事業　（人）

（親子利用者数）	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ミニつどいの広場	2,407	1,885	1,808

・その他の広場　（人）

（親子利用者数）	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ブックスタート	323	274	269
わんぱくタイム	1,240	1,369	1,594
１歳誕生広場事業	184	153	185
２歳元気っこ広場	176	169	155

事業の成果・評価・課題

【成果・評価】

○ ＩＰＰＯプログラム事業は実践的体験型の講座であることから、母子愛着形成につながりやすく、母親の育児に対する不安解消にもつながっている。また、受講後自主的に母親同士が集うなど、育児の孤立感や不安感の軽減を図ることができた。
さらに、パパＩＰＰＯも開催し、男性の育児参画につなげることができた。

○ 乳幼児親子向けの月齢に応じた様々な事業を実施し、多くの親子に居場所を提供することにより親子の交流を促進することができた。

【課題】

● 支援が必要な母子に対し、乳児の初期段階から支援を行っていく必要がある。
● 男性の育児参加をより促進していく必要がある。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 引き続き、乳幼児親子が気軽に利用できる居場所を継続的に提供していく。 ○ 1年間を通じて月齢に応じた事業を実施する。 ○ 多胎児育児を支援し、多胎児育児を行う保護者の交流等を支援する。
計画	○ 多胎児ミニつどいの広場、ピアサポート事業などを実施し、多胎児育児を支援する。

個別の人権問題	3　5				人権課題	救済
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業		基本構想ﾍﾟｰｼﾞ
	1	1	1	3	子ども発達支援事業	29
個別計画	こども計画、障がい者基本計画					
基本事業の概要	発達障がい者支援法及び古賀市障がい者基本計画に基づき、就学前乳幼児及び保護者を対象に、子どもの発達に関する相談・指導・検査・紹介などを行うことで子どもの健やかな育ちを支援する。また、支援者に対する支援を実施する。					
基本事業を構成する細事業（事務事業）	1　子ども発達支援事業					
	2					
	3					
	4					

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容

○ 子ども発達支援事業

・ 子どもの発達に関するさまざまな相談に対応した。医学的視点を持つために、医師による健診を月1回実施した。

・ 市内の保育所等や幼稚園を各園年2回巡回訪問し、発達面で支援が必要な児童に対し、支援方針を用いて、適切な支援方法について助言等や情報共有を行った。
また、療育研修会を実施し、各施設職員の療育に関するスキルアップを図った。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
巡回相談（延人数）	322	333	360
療育研修会（回）	1	1	1

・ 保護者が安心して小学校入学を迎えることができるよう「年長児保護者勉強会」を実施した。また、令和6年度からは、年中児の保護者対象の勉強会も実施している。

・ 発達に課題のある乳幼児に適切な指導を行うとともに、児童の発達に関して不安や悩みを抱えている保護者の支援を行った。

事業の成果・評価・課題

【成果・評価】

○ 巡回相談や療育研修会を実施することで、保育所等や幼稚園の保育士等に対する支援を行った。令和7年度は、保育士等を対象とした学年別の研修を実施し、支援者間での交流を図ることができた。

○ 発達の課題とともに、養育等に問題があるケースについては、子ども・若者相談室や課内で情報を共有し、支援を行った。

【課題】

● こども発達ルームから所属園や障がい福祉サービス事業所、小学校等へ確実につなぎ、切れ目のない支援を行う必要がある。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 子どもの特性を早期発見し、適切な支援につなげていくため、子どもの療育に精通し、発達支援に関し経験豊富な事業者へ引き続き委託を行い、住民のニーズに合ったサービスを提供するとともに、さらなる支援体制の充実を図る。
計画	○ 児童の支援者である保育所等や幼稚園の保育士等への研修を充実する。 ○ 令和７年度末に市内に民間の児童発達支援センターが設置されたため、支援者支援等の分野での連携を図る。

個別の人権問題	3				人権課題	救済・環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業		基本構想ﾍﾟｰｼﾞ
	1	1	1	4	児童権利擁護事業	29
個別計画	こども計画					
基本事業の概要	児童の養育等に関する悩みの解決を図るため、児童相談や要保護児童等の支援を適切に行うとともに、児童虐待の予防と早期発見に努め、緊急時の一時保護等により児童の最善の利益を保障する支援を行う。					
基本事業を構成する細事業（事務事業）	1 児童権利擁護事業					
	2					
	3					
	4					

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容

○ 子ども・若者相談支援事業

・ 子ども・若者相談員を配置し、家庭や児童に関する相談支援体制を充実し、他機関との連携を図った。

・ 子ども家庭係の相談件数（児童相談）　（人）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談者数（実）	393	441	438
相談人数（延）	3,022	4,753	3,904

※関係機関との情報共有や重複する兄弟児の相談は除いた件数とする

・ 児童家庭相談システムで相談者の経過記録を詳細に管理し、正確な情報共有と適切な支援につなげることができた。また、ケース管理に対する職員の意識が高まり、対応の詳細を逐次入力管理できた。

○ 要保護児童等対策支援事業

・ 要保護児童対策地域協議会の実務者会議、個別ケース会議等を開催し、関係機関によるケース検討等を行いながら支援を行った。

（実務者会議）	令和5年度	令和6年度	令和7年度
対応ケース数(延)	464	418	366

・ 児童家庭相談システムで、相談者の経過記録を詳細に管理できたことで、正確な資料に基づいたケース会議が開催でき、迅速な支援につなげることができた。

・ 児童虐待防止啓発事業として、11月の児童虐待防止月間に、市内小中学校の保護者へ学校安全メールを通じて一斉メールし、医療機関等の関係機関へポスター等を配布した。人権センターと、児童虐待防止推進月間とＤＶ防止月間の共同啓発展示を行った。

・ 各小中学校への訪問を行い、連携強化を図った。

○ 親子関係形成事業

「ＮＰ（ノーバディーズ・パーフェクトプログラム）」をサンコスモ古賀で実施し、10名の参加があった。令和7年度は父親向けの教室も1回開催した。

○ 子育て短期支援事業

・ 保護者が、出産、傷病などの理由で児童の養育が困難となった際、児童養護施設等の保護を適切に行うことができる委託施設において養育・保護を行った。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用者数（人）	7	18	11
利用延日数（日）	32	48	63

○ 子ども食堂支援事業

子どもが安心して過ごせる居場所づくりの推進や支援が必要な子どもを適切な支援につなげることを目的として、子ども食堂を運営する団体に対し「子ども食堂支援事業補助金」を給付した。

	令和6年度	令和7年度
給付団体数	2	7

事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○ 保育所等・幼稚園・学校との連携を緊密にするなど、相談・支援体制を充実したことで要保護、要支援児童等の早期発見、早期対応につなげることができた。 ○ 子ども・若者相談室において、妊産婦から青年期までの幅広い相談に対応することができた。各関係機関とも積極的に連携を行った。 ○ 児童家庭相談システムで、相談者の経過記録等を適切に管理できた。 ○ 短期入所については、保護者の外出や体調不良等の事由による利用があった。今後もレスパイト目的等で利用が想定される。 ○ 市民に対して、市ホームページや子育てBOOK等で事業の周知を行うことができた。相談室のカードを作成し、市民や関係機関へ配布した。 【課題】 ● 引き続き個々の相談記録等の管理を徹底し、適切な支援を実施していく必要がある。 ● ぐ犯傾向の児童の相談がやや増加しており、関係機関と連携する必要がある。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 児童に関する相談等は、複雑で処遇困難なケースが増加傾向にあり、関係機関の協力なくして支援・解決が困難である。今後も関係機関等との連携を緊密にし適切な支援につなげる。 ○ 母子保健と児童福祉、教育の関係機関とさらなる連携を図り、妊産婦から青年期まで切れ目ない支援を行っていく。
計画	○ 要保護児童の適切な保護・支援をはじめ、早期発見・早期対応を図るために、関係機関との連携を図りながら支援体制を強化していく。 ○ 子ども・若者相談室を中心に、医療機関や教育機関、就労支援機関等との連携を強化し、青年期までの幅広い年齢層に対しての相談体制を整える。

個別の人権問題	2　3				人権課題	救済・環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業		基本構想ﾍﾟｰｼﾞ
	1	1	2	2	ひとり親家庭等支援事業	29
個別計画	こども計画					
基本事業の概要	ひとり親家庭等に対し、各種資金の貸付、給付金の支給等を行い、自立した生活を送ることにより児童の福祉の増進を図る。					
基本事業を構成する細事業（事務事業）	1　ひとり親家庭等支援事業					
	2					
	3					
	4					

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容

○ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

・ ひとり親家庭の経済的自立や生活意欲の助長、その子どもの福祉の増進をはかるため、各種資金の貸付を行っているが、近年給付型奨学金が創設されたこと等に伴い、相談件数は減少している。

（県への進達）※借用書等の進達　　（人）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
貸付者数	1	2	0

○ 母子父子家庭自立支援給付金事業

・ 高等職業訓練促進給付金事業では、ひとり親家庭が就職に有利な資格を取得する　際に、4年を上限に毎月訓練促進費等を支給した。

（人）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
給付者数	7	6	7

・ 自立支援教育訓練給付金事業では、母子家庭の母及び父子家庭の父が就職につながる能力開発のために受講した教育訓練講座の受講料を助成する。

（人）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
助成者数	0	0	0

事業の成果・評価・課題

【成果・評価】

○ 支援を必要としている市民に対し、適切な支援を行うことができた。

○ 窓口相談の他、市広報等にて周知することができた。

○ ひとり親サポートセンターやハローワークと連携し、就労支援を行った。

○福祉課や社会福祉協議会と連携して支援するケースが増えている。

【課題】

● 引き続き支援が必要な市民に対し、確実に制度を周知できるよう、情報提供のあり方について検討する必要がある。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ ひとり親家庭等の生活安定とその子どもの福祉の増進を図るために重要な事業であり、今後も市民に対して事業の周知・啓発を行う。
計画	○ 市の広報、ホームページをはじめ、子育てBOOK、県のサポートBOOK等、さまざまな手法を用いて事業の内容を周知するとともに、相談体制を充実させ、ひとり親が安心して生活できるよう支援する。

個別の人権問題	3				人権課題	教育
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業		基本構想ﾍﾟｰｼﾞ
	1	1	2	4	修学支援事業	29
個別計画						
基本事業の概要	経済的理由で小中学校への就学や高等学校、専修学校等への進学が困難な児童生徒の保護者等を対象に、財政的支援を行うことで児童生徒の進路実現を支え、学ぶ権利の保障を図る。					
基本事業を構成する細事業（事務事業）	1 就学援助事業					
	2 修学・進学等支援事業					
	3					
	4					

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容

○ 中学3年生の保護者に対し、各学校を通じて高等学校等入学支援金の案内通知を　配布するとともに市公式ホームページに掲載するなど、広く市民へ周知した。また、令和7年度入学者分から公立高校45,000円、私立高校60,000円へ増額した。

支給額：R5、R6年度　公立高校　40,000円、私立高校　55,000円　（人）
支給額：R7年度　公立高校　45,000円、私立高校　60,000円　（人）

（人）

支給者数	令和5年度	令和6年度	令和7年度
公立高校進学者	35	32	37
私立高校進学者	10	15	15
私立高校専願進学者	16	19	24

○ 新入生に対しては就学時健診、入学説明会及び入学式の際に就学援助に関する資料を配布し、就学援助制度の周知を図った。また、学校における高等学校入学支援金の周知後の転入者に対しては、市民国保課での転入手続の際にパンフレットを交付し、周知に努めた。

○ 外国人学校児童生徒就学補助金及びフリースクール等利用児童生徒支援補助金を創設し、補助を開始した。

（人）

補助対象児童生徒数	令和７年度
外国人学校児童生徒就学補助金	2
フリースクール等利用児童生徒支援補助金	6

事業の成果・評価・課題

【成果・評価】

○ 令和7年度より、就学援助および高等学校入学支援金の申請についてオンライン対応を開始した。これにより、保護者は時間に制約されることなく申請が可能となり、利便性の向上が図られた。

○ 物価高騰の現状を鑑み、高等学校入学支援金の金額を公立高校・私立高校入学者ともに5,000円ずつ増額し、高等学校等入学にあたっての保護者の経済的負担の軽減につながった。

○ 外国人学校に在籍する児童生徒及び不登校によりフリースクール等の民間施設を利用する児童生徒の保護者に対し授業料等の一部を補助することで、様々な境遇にある児童生徒の多様な学びの機会を保障することができた。

【課題】

● 申請漏れを防ぐための周知を継続して行う必要がある。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 就学や進学を希望するすべての児童生徒の教育を受ける権利の保障及び進路保障のために継続して実施し、広く支援を行う。
計画	○ 申請者に過度な負担が生じないよう配慮するとともに、財政面も踏まえ、提出書類の見直しを行う。

個別の人権問題	3				人権課題	環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業		基本構想ﾍﾟｰｼﾞ
	1	1	3	1	幼児教育・保育提供事業	29
個別計画						
基本事業の概要	地域の住民及び保育所児童を対象に、保育所を地域資源として活用することで、児童の福祉向上を図っていく。					
基本事業を構成する細事業（事務事業）	1 保育サービス提供事業					
	2					
	3					
	4					

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容

○ 保育実習生を受け入れた。

	令和5年度	令和6年	令和7年度
実習回数	10回	11回	11回

○ 地域の福祉会と福祉施設と歌を歌ったり、ダンスをするなど、交流会を実施した。

	令和5年度	令和6年	令和7年度
交流回数	2回	3回	3回

事業の成果・評価・課題

【成果・評価】

○ 子どもの「これをしたい」などの主体性を尊重する見守りの大切さを学んでもらったのが成果である。保育士は「子どもの発見に共感する姿勢」を学び、実践したところ、子どもたちとの信頼関係が深まるのを実感している。
また、将来保育士をめざす実習生にとって、本施設の保育実習で学んだことが今後活かされることを期待する。

○ 地域との交流会において、地域の方々の思いやりや見守りの心が強く伝わり、子どもたちも楽しく過ごすことができた。事前に打ち合わせを行い充実した交流会となった。

【課題】

● 保育実習や地域との交流の実施に向けて、ねらいや目標を設定して実施していきたい。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 地域の人たちや世代間の交流を通し、児童の社会性を養い、保育所を地域資源として活用できるよう継続して実施する。 ○ 子どもの発達と豊かな人生の土台を支える環境や経験を提供していく
計画	○ 地域の方々との交流やさまざまな体験・経験活動を継続していく。

個別の人権問題	1　3　6			人権課題	教育	
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業		基本構想ﾍﾟｰｼﾞ
	1	2	1	1	学力・体力向上推進事業	30
個別計画						
基本事業の概要	多文化共生の考え方を根付かせる外国語教育、情報を読み解き活用する能力を身に付けるICT教育により、児童生徒自身が生き抜く力を育む学習の場を提供する。					
基本事業を構成する細事業（事務事業）	1 外国語教育促進事業					
	2 ＩＣＴ教育推進事業					
	3					
	4					

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容

○ ＡＬＴ（外国語指導助手）3名を各中学校区へ配置し授業を実施した。
○ 夏休み期間中に、ＡＬＴと英語でコミュニケーションしながら、学年に応じたダンスやゲーム、世界を身近に感じるアクティビティ、チームで力を合わせてミッションをクリアするアクティビティを実施した。

・夏休み英語体験活動　（人）

参加者数	令和6年度
カントリーツアー	75
スカベンジャーハント	21

（人）

参加者数	令和7年度
ALTとあそぼう！えいごダンス&ゲーム	34
カントリーツアー	41
スペースアドベンチャー	17

○ 小学校1年生から中学校3年生までの学習者用端末及び指導者用端末の入替を実施した。

事業の成果・評価・課題

【成果・評価】
○ ＡＬＴを活用した英語による実践的コミュニケーション力を育成するとともに、異文化への興味・関心を高め、多文化共生の考え方について理解を促すことができた。
○ 夏休み期間に児童が広く興味・関心を持って参加しやすい英語体験活動を実施することができた。
○ 学習者用端末及び指導者用端末の入替を実施することで、ICTを活用した授業の円滑な実施と学習環境の一層の充実を図った。

【課題】
● 学習者用パソコン端末の破損について、パソコン端末の内部的破損が大部分を占めるが、机上からの落下、水筒の中身がかかっての破損も一部ある。パソコン端末の取り扱いについて、落下や水に濡れることで破損することを説明し、保護者とともに取り扱いについて確認する。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 多文化共生社会の実現を見据え、楽しい英語学習や英語体験活動を通じ、国際化への関心を高め、言語や生活習慣及び文化の違いを認め合う心を育む。 ○ 児童生徒をだれ一人取り残すことのないよう、構成に個別最適化された学びを実現し、創造性を育む学びに必要な情報活用能力を育む。
計画	○ ＡＬＴの配置及び夏休み期間中の英語体験活動を継続実施する。 ○ 外部人材である未来共創フェローを活用し、授業改善および教職員のICT活用指導力の向上を図る。

個別の人権問題	1　3　6				人権課題	教育
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業		基本構想ﾍﾟｰｼﾞ
	1	2	1	2	学校・地域連携推進事業	30
個別計画						
基本事業の概要	学校、保護者及び地域住民が一体となり、児童生徒の育ちに関わる目標を共有し、ともに責任を分かち合いながら、ふるさと古賀を愛し、自ら未来を切り拓くような主体性のある子どもに育てていくという風土を醸成します。					
基本事業を構成する細事業（事務事業）	1 学校運営協議会事務					
	2 学習支援アシスタント事業					
	3					
	4					

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容

○ 市内小中学校に学習支援アシスタントの派遣を行った。(小学校8校、中学校2校)

・ 学習支援アシスタント派遣

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
11校登録人数（人）	229	227	111
派遣回数（回）	726	457	796

※ 平成30年度から、ゲストティーチャーを学習支援アシスタントに統合。

○ 各学校が児童生徒の学習状況や教員体制を踏まえ、必要な支援を精査した結果、学習支援アシスタントの派遣回数が減少した。学習支援アシスタント以外にも、市職員が授業に関わるなど、学校に関わる外部人材が増えたことで、多様な形で支援を行うことができたと考える。今後も、各学校と連携し、必要な場面で的確な支援を届けられるよう努める。

事業の成果・評価・課題

【成果・評価】

○ 学習支援アシスタントの活用により、習得が不十分な学習内容において重点化した補充指導を行うことができ、漢字や計算等、基礎基本の確実な定着につながった。

○ 日々の授業において支援が必要な児童生徒に個別に対応することで、児童生徒は安心してわからないところを尋ねることができ、自力解決につながった。

○ 人的配置により、個人の課題に応じたきめ細かな指導を行うことで、自分のペースで学ぶことができ、学習意欲の向上が見られた。

【課題】

● 学習支援アシスタントを確保し、児童生徒の学びに対する支援の充実を図る。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 全ての児童生徒の教育について、学校、保護者に加え地域が一体となって担い、学校運営協議会を設置して学校での運営方針等を協議し、子どもの学びと育ちを支える。
計画	○ 学校と地域とが連携し、学習支援アシスタントとして地域住民が参画して児童生徒の学びと育ちを支える。

個別の人権問題	3　5				人権課題	環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業		基本構想ﾍﾟｰｼﾞ
	1	2	1	3	特別支援教育推進事業	30
個別計画						
基本事業の概要	障がいのある児童生徒が個に応じた教育を受けることができるよう、合理的配慮及びその基礎となる環境整備をめざした就学支援体制の充実を図る。					
基本事業を構成する細事業（事務事業）	1　特別支援教育推進事業					
	2					
	3					
	4					

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容

○ 個に応じた適切な支援ができるよう、就学先の説明会や相談会、教育支援委員会等を開催した。　（人）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
就学先の説明会　参加数	52	64	70
就学先の相談会　参加数	35	31	24
教育支援委員会申込総数	233	243	235

○ 特別支援教育相談室「ひまわり教室」を運営した。　（人）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
発達検査　実施数	173	186	178
授業観察・担任面談　実施数	641	579	528
保護者面談・相談　実施数	232	255	211

事業の成果・評価・課題

【成果・評価】

○ 個に応じた適切な支援ができるよう、就学先の説明会や相談会、見学会を開催し、保護者に十分な情報提供と説明を行ったことで、保護者や児童生徒の不安や心配を軽減することができた。

○ 教育支援委員会への申込みのあったすべての対象児童生徒について、個に応じた就学先を判断することができた。

○ 特別支援教育相談室「ひまわり教室」の主任相談員による行動観察や検査に基づき、学校内での日々の適切な支援について見直すことができた。

○ 校内委員会やケース会議を通して、校内における支援体制の充実や保護者との連携につながった。

○ 通級指導教室の指導を在籍校で受ける巡回指導の充実及び自校方式の導入により、保護者にとっては送迎の負担がなく、児童にとっては慣れた環境で安心して指導を受けられることで、支援を必要と考えている児童が支援につながるよう推進することができた。

【課題】

● 在籍校での通級指導教室の指導内容を充実できるよう、必要備品の整備や各校の担当教員の研修の機会の提供や情報共有等が必要である。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 全ての児童生徒の就学機会を保障し、児童生徒一人ひとりの特性や課題に応じた学力と進路の保障のため事業を充実する。
計画	○ 通級指導を必要とする児童が慣れた環境で安心して指導を受けられるよう、全校で、自校方式もしくは巡回指導による通級指導教室を設置し、インクルーシブ教育を推進する。

個別の人権問題	3			人権課題	環境	
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業		基本構想ﾍﾟｰｼﾞ
	1	2	1	4	学習支援体制充実事業	30
個別計画						
基本事業の概要	多様化している子ども一人ひとりに応じた支援ができるよう、学校に様々な人的配置を行い、教育支援センターの環境整備やスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフの配置などによる教育支援相談体制の充実を図る。					
基本事業を構成する細事業（事務事業）	1 多様な人的配置推進事業					
	2 教育相談事業					
	3 教職員指導力向上事業					
	4					

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容

○ 小学校教育支援員及び少人数学級対応講師の配置人数　（人）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小学校教育支援員（※）	13	15	14
少人数学級対応講師	7	3	5

※原則各小学校1名ずつであるが、1年生が3学級以上の小学校には2名配置。

○ スクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒の抱える問題を学校だけでなく福祉観点からも支援した。

○ スクールカウンセラーを配置し、児童生徒の集団生活への適応や情緒の安定等を図り、不登校等の未然防止に努めた。

○ 心の相談支援員を配置し、児童生徒の悩み相談や話し相手になり、またカウンセリングを行い、いじめ等の早期発見・対応に努めた。

○ 教育支援センターを運営し、不登校児童生徒の支援を行った。

○ 中学校の教科書改訂に伴う、教師用教科書や指導書、教材等を整備した。

事業の成果・評価・課題

【成果・評価】

○ 市費講師を配置することで、少人数学級編制による少人数指導をよりきめ細かに行うことができ、落ち着いた学習環境を保障することにつながった。

○ 担任と教育支援員が連携し、個に応じたきめ細かな学習指導を行うことで、児童は落ち着いて学習に取り組むことができ、基礎基本の確実な定着につながった。

○ スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等による教育相談を行うことで、不登校などの生徒指導上の課題に対応することができた。

○ 教育支援センターで、学習支援や体験活動、家庭訪問による支援等を行い、不登校児童生徒の社会的自立に資することができた。

【課題】

● 学習や集団生活に困難が生じがちな児童は、1年生のみならず他学年にも見られるため、必要に応じて全ての学年の児童を対象に支援を行う。

● 利用が増加している教育支援センターあすなろ教室だけでなく、教室に入りづらい児童生徒の学校内の居場所である校内教育支援センターの充実を図る必要がある。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性

○ 予測困難な社会を生き抜く子どもたちの可能性を最大限に発揮し、社会的自立をめざした子どもたちの学びと育ちをきめ細かく支える。

○ 児童生徒本人の困りごとや保護者の抱える問題を的確に捉え、学校と各専門家がチームとして対応できるよう支援するとともに、多様な学びの機会を保障する。

計画

○ 全中学校・全学年の原則35人以下学級を実現する。

○ 学校全体の状況を踏まえた支援体制とするため教育支援員の配置基準を見直す。

○ 利用が増加する教育支援センターあすなろ教室の支援を継続するための人的配置や、校内教育支援センターで支援を行う専任の教員を配置する。

個別の人権問題	3				人権課題	救済・教育
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業		基本構想ﾍﾟｰｼﾞ
	1	2	1	5	学校運営事業	30
個別計画	古賀市いじめ防止基本方針					
基本事業の概要	児童生徒の家庭環境や経済状況に関わらず、全ての児童生徒が等しく教育を受けられるような環境を整備する。					
基本事業を構成する細事業（事務事業）	1 学校運営事業					
	2					
	3					
	4					

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 令和７年７月に「いじめ防止対策推進委員会」「いじめ問題対策連絡協議会」を同日開催し、いじめ防止等に関係する機関及び団体の連携を図るとともに、市におけるいじめ問題の現状やいじめ防止の取組状況を共有し、また事例検討を行った。 ○ 医療的ケアが必要な児童生徒の保護者の希望に応じ、市立小中学校へ看護師を派遣し、必要な医療的ケアを実施した。
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○ いじめの防止等のために市及び学校の取り組みを関係機関及び関係団体と共有し、連携を強化することで、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する体制が充実した。 ○ 「古賀市立小・中学校における医療的ケアの実施等に関するガイドライン」に基づき、医療的ケアを行う看護師を学校へ継続的に派遣するとともに、教育委員会・学校・保護者・医療機関等と必要に応じて協議・情報共有し、医療的ケアが必要な児童生徒が安心して学べる環境づくりを行った。 ○ 青柳小学校及び小野小学校の１～３年生及びそのきょうだい児の保護者に対し、公共交通機関を利用して通学する場合の定期券購入補助制度を整えた。 【課題】 ● いじめ等の状況によっては生命または身体に重大な危険を引き起こしうるため、普段から積極的にいじめを認知し、早期対応する必要がある。 ● 医療的ケアが必要な児童生徒の入学・進級に際し、きめ細かな情報共有や切れ目ない支援が必要である。 ● 校区の広い青柳小学校及び小野小学校の児童は、通学に時間がかかり、学びの時間の確保に課題がある。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 児童生徒の尊厳を保持するため、学校・地域住民・家庭、関係者との連携のもと、いじめ問題の克服に向けて取り組む。 ○ 適切な医療的ケアを実施し、医療的ケアが必要な児童生徒の健やかな成長とその家族の負担軽減を図る。
計画	○ いじめ防止対策推進委員会及びいじめ問題対策連絡協議会を開催し、関係機関及び団体との連携を強化し、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進する。 ○ 適切な医療的ケアを実施するため、医療的ケア看護師を新たに配置する。 ○ 定期券購入補助制度について、これまで以上に周知を行い活用につなげる。

個別の人権問題	3				人権課題	救済
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業		基本構想ﾍﾟｰｼﾞ
	1	3	1	1	青少年健全育成対策事業	32
個別計画	こども計画					
基本事業の概要	子ども・若者相談室において、青少年や保護者等からの相談を受け、関係機関につなげることや、継続的に相談を受け、途切れることなく支援し、悩みの軽減や課題の解決につなげる。					
基本事業を構成する細事業（事務事業）	1 青少年健全育成対策事業					
	2					
	3					
	4					

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容

○ 相談業務（15歳以上の相談支援）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談件数（延べ件）	550	670	349

※令和5年度までは「青少年支援センター」令和6年度以降は「子ども・若者相談室」の対応件数

○ 関係機関との連携
・ 要保護児童対策地域協議会における関係機関との連携
・ 市内外の専門機関との連携
・ 支援の必要な児童への働きかけ（所属校でのヒアリング、登校支援等）

○ 研修会への参加
・ 県主催の研修会等への参加

事業の成果・評価・課題

【成果・評価】
○ 相談者からの相談を受け、当事者の青少年との関係づくりや関係機関と連携した対応を行うことで、悩みの解決や軽減を行うことができた。
○ 要保護児童地域対策協議会において所属校や関係機関と連携を図り、要保護児童等の支援を行うことができた。
○ 県や民間団体の主催する研修会に参加することで、相談員の相談スキルを向上させることができた。

【課題】
● 相談内容がより複雑化・多様化しており、本人の特性や家庭環境に起因するものなど、子ども・若者相談室だけでは対応できない事案が増加している。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性

○ 子ども・若者に関する相談に対して、より包括的に対応できる体制を整備する。

計画

○ 保健福祉部子ども家庭センター内の「子ども・若者相談室」において、関係機関と連携しながら、すべての妊産婦・子育て世帯・子どもを対象に包括的な相談支援を行う。

個別の人権問題	3			人権課題	教育・環境	
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業		基本構想ﾍﾟｰｼﾞ
	1	3	1	2	青少年育成活動推進事業	32
個別計画						
基本事業の概要	地域主体で行う通学合宿や寺子屋、放課後子供教室、青少年育成団体が行う 青少年育成事業を支援し、多様な体験活動や学習活動を実施する。					
基本事業を構成する細事業（事務事業）	1 青少年育成活動推進事業					
	2					
	3					
	4					

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容

○ 通学合宿

地域住民が中心となり行う事業で、4日から7日間程度、児童が家庭を離れ近隣の公民館等に宿泊し生活体験活動を行いながら通学することで、子どもたちの自主性や協調性を育む。

令和7年度

校区	開催日程	参加児童数（人）	開催場所
青柳校区	7月6日～12日	49人	青柳区公民館
古賀西校区	10月5日～8日	18人	日吉台区公民館
花鶴校区	10月5日～9日	7人	古賀東区公民館

事業の成果・評価・課題

【成果・評価】

○ ３小学校区で実施し、異年齢の子ども同士の集団生活体験や地域の大人たちとの交流を通じて、子どもたちの自主性や協調性を育むことができた。

【課題】

● 新たな実施校区を増やすための方策等を検討する必要がある。

● 現在実施している校区においても、協力者や支援者を広げる取組を行う必要がある。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 事業継続のため、実施団体への支援を行うとともに、新たに取り組もうとする団体を支援し、子どもの体験活動の機会を増やしていく。
計画	○ ３小学校区（青柳、花鶴、古賀西）の取組を継続的に支援していく。 ○ 通学合宿説明会を開催し、協力者や支援者の輪を広げるとともに、現在実施していない校区での新規実施に取り組む。

個別の人権問題	3			人権課題	教育・環境	
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業		基本構想ﾍﾟｰｼﾞ
	1	3	1	3	児童センター管理運営事業	32
個別計画						
基本事業の概要	0歳から18歳未満の子どもたちと乳幼児の保護者が、安心・安全に過ごすことができるよう、施設管理を行うとともに、遊びや体験活動を行う。					
基本事業を構成する細事業（事務事業）	1 児童センター管理運営事業					
	2					
	3					
	4					

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容

○ 児童センター来館者数 （人）

児童センター	令和5年度	令和6年度	令和7年度
青柳児童センター	1,822（11月から）	4,097	4,680
千鳥児童センター	18,518	23,638	22,347
ししぶ児童センター	11,398	13,216	14,987

○ 学習室利用（学習支援アシスタントを配置し、学習支援を実施）

児童センター		令和5年度	令和6年度	令和7年度
千鳥	利用者数（人）	1,557	2,352	3,080
	支援時間（時間）	80	88	46
ししぶ	利用者数（人）	2,436	2,502	2,481
	支援時間（時間）	70	80	28.5
青柳	利用者数（人）	14	92	130
	支援時間（時間）	0	0	18

事業の成果・評価・課題

【成果・評価】

○ 施設を利用する子ども同士の異年齢交流や地域交流が行われ、子どもの成長にとって良い環境づくりができている。

○ 年々来館者が増加しており、地域における0歳から18歳未満までの全ての子どもの居場所として機能している。

【課題】

● 児童センターによっては世代別の来館者に偏りが見られ、より幅広い世代に利用してもらえるよう周知を図る必要がある。

● 来館する児童生徒の中にはさまざまな悩みや問題を抱える者もおり、児童センター職員が対応するのが困難な問題もある。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 引き続き、全ての子どもの居場所として機能できるよう、施設運営・管理を適切に行っていく。 ○ 必要に応じて、学校や保健福祉部等、関係機関との連携を図り、子どもたちの抱える問題に適切に対応する。
計画	○ 各世代（乳幼児親子、小学生、中学生、高校生）に応じた遊びや学びのプログラムの提供や、施設の適切な維持管理を行い、居場所機能の充実を図る。 ○ 子どもや子育て家庭に寄り添う相談対応を行うため、適切な人材を配置する。

個別の人権問題	3				人権課題	教育・環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業		基本構想ﾍﾟｰｼﾞ
	1	3	1	4	学童保育所管理運営事業	32
個別計画						
基本事業の概要	保護者の就労等により家庭が留守になっている児童が、放課後等の遊びや生活の場として安心・安全に過ごすことができるよう、学童保育所の管理運営を行う。					
基本事業を構成する細事業（事務事業）	1 学童保育所管理運営事業					
	2					
	3					
	4					

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容

○ 児童が安心・安全に放課後等を過ごすことができるよう、学童保育所の管理運営を行った。

・ 学童保育所連絡協議会（施設長等と学童保育の計画的な運営について協議）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施回数（回）	1	1	1

・ 学童保育所指導員研修会（指導員資質向上のための市主催研修）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施回数（回）	1	1	1
参加人数（人）	43	40	30

令和7年度研修テーマ：子どもの遊びの実技と関わり

事業の成果・評価・課題

【成果・評価】

○ 子どもの成長段階に応じた「古賀市学童保育所保育計画基底版」を基に、学童保育所ごとに計画等を作成することで、学童保育の充実と児童の育成支援を行った。

○ 学童保育に対するニーズが年々高まっており、入所児童者数は相当数増えているが、指導員と施設の確保を行うことで、待機児童0を堅持することができた。

【課題】

● 共働き世帯の増加等に伴い入所児童者数が急激に増加しており、これに対応するための施設及び指導員の確保が必要となっている。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 指導員の確保、指導員の資質向上、学童保育所施設の確保を行い、児童の育成支援と保護者が安心して就労等できるよう支援を続ける。 ○ 施設については今後数年間の入所児童者数の見込みを立てたうえで、計画的に確保方策を検討する。
計画	○ 学童保育所指導員全員を対象とした研修を開催し、資質の向上を図る。 ○ 指導員の経験・研修実績等に応じて一定の手当を支給する仕組みを導入することにより、指導員の収入面での処遇改善及び保育の質の安定・向上を図る。

個別の人権問題	1　3			人権課題	教育・啓発	
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業		基本構想ﾍﾟｰｼﾞ
	1	3	1	5	スタンドアローン支援事業	32
個別計画						
基本事業の概要	近年の経済格差の拡大により、経済的に厳しい家庭の保護者等の教育力も低下している。このままの状態では、そこで育つ児童生徒が将来「貧困の連鎖」に陥ることも懸念されることから、経済的に厳しい家庭の生徒に配慮しながら市内全中学生を対象に公募を行い、家庭学習支援や社会体験学習支援を行うことで生きる力（学力向上）を養う。					
基本事業を構成する細事業（事務事業）	1　スタンドアローン支援事業					
	2					
	3					
	4					

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容

○ スタンドアローン支援事業

参加者は例年、各中学校を通じて募集しており、年々、参加申込者数が増えている。今年度については定員50人に対し、62人の申込みがあり、最大33人/日の参加があったが、学習室を分散するなど支援が必要な生徒に配慮した上で、計画通り6月から実施できた。社会体験学習については、調理体験や人権学習「インターネットと人権」や「デートDVについて考えよう」などを行ったほか、七夕などのイベントを実施した。また、多くの生徒が事業時間外に訪れるなど、居場所としても機能した。

（延人数）

令和5年度	令和6年度	令和7度
1,973	2,056	1,762

令和7年度　（人）

内訳	修業期間	夏期休業期間
1年生	18	18
2年生	19	10
3年生	17	8

事業の成果・評価・課題

【成果・評価】

○ 参加した中学3年生は把握できる全員が高校進学を果たした。また、事業実施日以外や実施時間以外にも隣保館に来館し、家庭や地域、学校等で話せないことを館職員やアシスタントに相談する姿が見られ、「居場所」や「相談場所」の機能も果たしている。また、スタンドアローン支援事業の卒業生が度々来館し、その際に、中学生に勉強を教えたり、自分が通学してる高校に進学を希望する中学生に対し学校紹介したり、また館職員やアシスタントに近況などを報告したりする姿も見られた。

○ 家庭学習支援では、参加する中学生一人ひとりに合った学習ができるよう、対応策等についてアシスタント間で話し合い、きめ細かな支援ができるよう努めた。また、事業実施後に毎回ミーティングを行い、館職員とアシスタントで情報を共有するなど、声かけや相談ができる体制を構築した。

○ 昨年度に引き続き、市内事業所及びNPO法人フードバンク福岡に協力をいただき、軽食を提供することで、より学習意欲が高まる環境を整備した。

【課題】

● 子どもたちにさらに寄り添えるよう、隣保館に常駐する職員が子どもの様子や変化から子どもたちが置かれている状況を見抜く力や、傾聴の技術を高めることなど、資質を向上させる必要がある。

● 支援が必要な生徒の課題を把握し、適切な支援につなげるため、学校や関係機関との連携を更に強化していく必要がある。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 家庭学習支援による学習の習慣づけや社会体験学習を通して、参加者一人ひとりが将来に希望を持てるよう「生き抜く力」を育む。また、学習支援のみならず、隣保館が気軽に立ち寄れる居場所となるよう工夫していく。
計画	○ 学校と連携し、支援の必要な生徒の参加を促し、6月から実施する。 ○ 生徒へのアンケートを実施し、学習や社会体験のニーズの把握に努める。 ○ より学習意欲が高まる環境を整備するため、軽食提供を継続する。

個別の人権問題	1　2　3　4　5　6　7　8　9 10 11 12			人権課題	教育	
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業		基本構想ﾍﾟｰｼﾞ
	1	3	6	1	生涯学習推進事業	32
個別計画	第３次古賀市生涯学習基本計画					
基本事業の概要	一人ひとりの人生を豊かにするため、ライフステージの課題に応じて自発的な学びの場を提供することにより、市民相互がつながり、支え合う市民の生涯学習活動を推進する。					
基本事業を構成する細事業（事務事業）	1 リーパスカレッジ事業					
	2					
	3					
	4					

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容

○ リーパスカレッジ（社会教育講座・家庭教育講座・スポーツ講座）の実施

（人）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
参加者数	1,206	1,157	1,195

事業の成果・評価・課題

【成果・評価】

○ 「リーパスカレッジ」では、「平和は遠いものじゃない　平和は身近なとこにある」と題し、講師の体験を通じて平和への理解を深めることができた。併せて、子育てや健康維持といった生活・地域課題に即した講座を開催したことで、市民の学習機会を確保するとともに、地域のつながりの場を創出することができた。

【課題】

● より多くの方に参加できる機会が提供できるよう、時間や場所、開催方法などを工夫する必要がある。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 地域での自主的な活動につながるよう、引き続き事業を実施していく。
計画	○ 「リーパスカレッジ」は前期・後期に分け年度を通じて開催予定。

個別の人権問題	12				人権課題	教育・啓発
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業		基本構想ﾍﾟｰｼﾞ
	1	4	1	1	人権意識向上事業	33
個別計画						
基本事業の概要	古賀市内企業内人権・同和問題研修推進委員及び建設業者、宅建業者等に対する研修会の実施や関係団体への研修への参加促進などを行います。					
基本事業を構成する細事業（事務事業）	1 人権意識向上事業					
	2					
	3					
	4					

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容

○ 6月12日　企同推総会開催、全体研修等年間事業計画の決定
7月12日　「古賀市同和問題を考える市民のつどい」への参加
10月31日　前期全体研修開催　※建設業者等人権・同和問題研修会と合同開催
テーマ：HIV感染者の人権問題について
講　師：[redacted] 氏（ [redacted] ）
12月 7日　「いのち輝くまち★こが2024」への参加
1月28日　後期全体研修開催
テーマ：企業におけるダイバーシティ&インクルージョン施策
講　師：[redacted] 氏（ [redacted] ）

（単位：人）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
研修の延べ参加人数	64	68	67

事業の成果・評価・課題

【成果・評価】
○ 今年度は企同推主催の研修会を計2回実施し、延べ67名が参加した。各研修会において、有識者の講演に加えグループワーク等を実施し、参加者が人権・同和問題を身近に感じ、当事者意識を効果的に醸成することができた。

【課題】
● 企業の参加を一層促進するため、企業ニーズの把握を定期的に行った上でテーマ設定等を行っていく必要がある。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ これまで同様に企業内の人権に関する理解醸成を図る。
計画	○ 庁内関係部署や外部機関等と連携し、企業のニーズを踏まえた研修テーマの設定を行い、企業が主体的に参加できるような研修方法等を検討するとともに、企同推への加入数増加を図る。

個別の人権問題	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11			人権課題	教育・啓発	
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業		基本構想ﾍﾟｰｼﾞ
	1	4	1	1	人権意識向上事業	33
個別計画						
基本事業の概要	市内の建設業者・企同推加入業者					
基本事業を構成する細事業（事務事業）	1 人権意識向上事業					
	2					
	3					
	4					

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容

○ 市内に事業所を置く建設業の事業主や従業員等を対象に、人権・同和問題に関する理解醸成を目的として、建設業者等「同和」問題研修会を開催した。

日　時　令和7年10月31日（金）15時～16時30分
場　所　古賀市生涯学習センター
内　容　講演会
　　テーマ：「ＨＩＶを通じて人権について考える」
　　講　師：[redacted]氏（[redacted]）

（単位：人）

		令和5年度	令和6年度	令和7年度
参加者総数		35	40	42
（内訳）	建設業者	16	12	20
	企同推	0	24	22
	宅建業者	1	1	0
	市職員	18	3	0

事業の成果・評価・課題

【成果・評価】
○ 今回、人権問題の研修会であまり取り上げられないＨＩＶによる人権差別をテーマとし、参加者から概ね好評を得ることができた。

【課題】
● 建設業者等の参加者増加のため、研修会の趣旨やインセンティブ等を十分に発信するとともに、対象者の関心が高いテーマの選定等に努める必要がある。

【2026(令和8)年度の事業計画】　※（内部説明用）R8年度は上下水道課が担当。

方向性	○ 市内に事業所を置く建設業者等を対象に、人権・同和問題について理解を促進する。
計画	○ 市内の建設業者、宅建業者、企同推加入業者、市職員等を対象とした研修会を開催する。

個別の人権問題	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12				人権課題	教育・啓発
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業		基本構想ﾍﾟｰｼﾞ
	1	4	1	1	人権意識向上事業	33
個別計画	古賀市人権施策基本指針					
基本事業の概要	「古賀市人権施策基本指針」に基づき、一人ひとりの人権が尊重され、すべての市民が心豊かに暮らせる「いのち輝くまちこが」をめざして、人権意識の向上を図る。					
基本事業を構成する細事業（事務事業）	1 人権意識向上事業					
	2					
	3					
	4					

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容

○ 人権尊重啓発事業

・ 12月の人権尊重週間にあわせて「いのち輝くまち☆こが2025」を開催し、市民を対象に人権啓発に取り組んだ。

開催日　：12月7日（日）

午前の部：演題：人の値打ち～たまちゃんとはるちゃん～

演者：劇団石（トル）さん

（人）

午前の部	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
参加者数	509		631		520	
	会場	486	会場	557	会場	520
	アーカイブ	23	アーカイブ	74	アーカイブ	なし

※ アーカイブ配信を行っていない年は、講演内容が著作権に関することから配信の許可が出なかった。

第1分科会　：子ども家庭センター

第2分科会　：千鳥小学校・古賀西小学校

特別講座　：演題：「人権の花「ひまわり」から考える様々な人権問題」

：講師：迫本 幸二さん

（公益社団法人福岡県人権研究所特任研究員）

午後の部	令和5年度	令和6年度	令和7年度
参加者数	375	364	340

・ 古賀市人権尊重推進委員会全体会を3回開催。12月の人権尊重週間に向けて、第1部会から第4部会がそれぞれの取組を進めるにあたり、事務局として各部会との連絡調整を行うなど、取組を支援した。

第1部会	市内の学校や市民から募集した人権尊重作品（ポスター・絵手紙、標語、作文）を集約・選考・表彰。
第2部会	「いのち輝くまち☆こが」の企画・運営。
第3部会	人権啓発冊子（人権カレンダー）の作成・配布。（8,000部）
第4部会	横断幕設置、啓発放送、人権ミニコンサートなど、啓発活動の企画・実施。

○ 同和問題啓発事業

・ 7月の同和問題啓発強調月間中に第45回古賀市「同和問題を考える市民のつどい」を市民を対象に人権啓発に取り組んだ。

開催日　：7月12日（土）

主な事業内容

演題：ネットと部落差別～「当事者」の一人として考え実践してほしいこと～
講師：松村　元樹さん
（公益財団法人反差別・人権研究所みえ常務理事兼事務局長）

年度	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
参加者数	543		488		723	
	会場	528	会場	488	会場	492
	アーカイブ	15	アーカイブ	なし	アーカイブ	231
	午後の部	131				

※ アーカイブ配信を行っていない年は、講演内容が著作権に関することから配信の許可が出なかった。

○ 人権擁護委員活動支援
・ 人権の花運動事業や相談事業など人権擁護活動を支援した。
・ 人権の花運動を実施し、児童の人権意識向上を図った。
（花見、舞の里、古賀西、古賀東、小野の5小学校3学年対象）
・ 毎月5がつく日に人権相談「そうだん5（ファイブ）」を実施した。

（件）

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談件数	23	17	15

○ 社会「同和」教育推進協議会活動支援
・ 社会教育の側面から人権教育・啓発活動を推進するため、古賀市社会「同和」教育推進協議会に事業委託し、市民に対する人権教育・啓発活動を行った。

・ 小学校8校区において各校区年2回「校区人権啓発研修会」を実施した。

（人）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
参加者数(8校区)	402	400	428

・ 全市民を対象とした「みんなの人権セミナー」を全4回実施

（人）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
参加者数（全4回）	776	707	320	オンライン参加者含む

・ 第4回目は「いのち輝くまち☆こが2025」の特別講座として実施した。

（人）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
参加者数(特別講座)	215	224	187	オンライン参加者含む

○ 人権教育・啓発情報発信
・ 7月の「同和問題啓発強調月間」と12月の「人権尊重週間」において、人権啓発パネル展示を行った。

時期	実施期間	テーマ
7月	7月1日～7月31日	絵本から学ぶ同和問題
12月	11月29日 ～12月25日	人権尊重作品（ポスター・絵手紙・標語・作文）・人権の花運動

主な事業内容

○ 各団体人権研修
・ 市内の行政機関や団体等を所管する部署が実施する人権・同和問題研修を支援した。（市内建設業者等、行政区長会、農業委員会）

○ まちづくり出前講座を13件実施した。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
申込数（件）	10	10	13
参加者数（人）	212	206	182

○ 人権教育・啓発
・ インターネット上のサイトにおいて、人権侵害や差別書き込み等がないか、週２回サイバーパトロールを実施。

事業の成果・評価・課題

【成果・評価】

○ 人権尊重啓発事業
・ 「いのち輝くまち☆こが2025」について、今年度は講演ではなく演劇を行った。物語にすることで、当事者の気持ちや背景が理解しやすく、人権問題を自分事として捉え、より深く考え、学ぶ機会となった。
・ 古賀市人権尊重推進委員会全体会において、目的や事業内容について意思統一を図り、事業内容を確認することができた。また全体会開催前には、市役所各部会正副事務局が、前年度の課題克服を含め綿密な引継ぎを行うことができた。

○ 同和問題啓発事業
・ 「同和問題を考える市民のつどい」の開催や、市内商業施設等での街頭啓発、同和問題啓発強調月間の1か月間市内17箇所での横断幕掲示とパネル展示をすることにより、部落差別を正しく理解する機会となった。

○ 人権擁護委員活動支援
・ 人権擁護委員による人権の花運動では、人権教室やひまわりを育てる過程で、いのちの大切さや、お互いが協力し合うことを学び、児童の人権意識向上につながった。

○ 社会「同和」教育推進協議会活動支援
・ 校区人権啓発研修会では、8小学校区2回中の1回を統一内容として、部落差別をテーマに講師を招き研修会を実施した。開催にあたっては、日時や内容について、協議を行い実施することができた。
・ みんなの人権セミナー（４回実施）では、著名人や実際に古賀市内の企業で働いている人などを講師に招くことで、人権問題をより身近に感じてもらう機会となった。

○ 人権教育・啓発情報発信
・ 人権尊重週間中、人権尊重推進委員会1部会にて募集した、人権尊重作品（ポスター・絵手紙・標語・作文）を展示し、人権意識高揚のための環境づくりに取り組むことができた。

○ 各団体人権研修
・ 庁内の関係部署と連携し、古賀市の建設業者や行政区長に、人権・同和問題研修を実施したことで、受講者の人権意識の向上につながった。

事業の成果・評価・課題	○ まちづくり出前講座 ・ 差別の現状や人権とは何か等の人権に関する基本的な内容を取り入れたことにより、人権に対する理解や、興味・関心を持つことができた。 【課題】 ● 講演会やセミナーを企画する際、参加者の記憶や印象に残る内容であるか、開催日時などが参加しやすいものであるかを検討する必要がある。 ● 出前講座や校区人権啓発研修会などで、人権問題に対して興味、関心を持ってもらえるような内容・周知を検討する必要がある。 ● 人権問題解決のための法律や条例が市民に理解されていないため、法制度等との関係性や国内外の人権を取り巻く環境等について、周知・啓発の必要がある。 ● 人権課題に関して自分事として捉えてもらうために機会の充実を図り、啓発事業に参加してもらえるような企画をする必要がある。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 同和問題啓発強調月間及び人権尊重週間については、その趣旨や目的を踏まえたうえで企画・運営等十分協議し、継続して取り組む。また、さまざまな人権教育・啓発事業に取り組むにあたっては、庁内各部署及び関係機関・団体等とのさらなる連携を図り充実させていく。 ○ 人権についての基本的な考え方や法律・条例などの認識についての、啓発を企画・実施をしていく。 ○ 古賀市人権施策基本指針に基づいて、部落差別（同和問題）をはじめとするあらゆる人権問題を解決し、一人ひとりの人権が尊重され、すべての市民が心豊かに暮らせる「いのち輝くまちこが」をめざす。
計画	○ 7月には「同和問題を考える市民のつどい」、12月には「いのち輝くまち☆こが2026」を開催する。人権の花運動をはじめ市民の人権意識がさらに高まるよう、工夫を凝らした事業を企画・実施していく。

個別の人権問題	1　2　3　4　5　6　7　8　9 10 11 12			人権課題	教育・啓発	
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業		基本構想ﾍﾟｰｼﾞ
	1	4	1	1	人権意識向上事業	33
個別計画						
基本事業の概要	すべての市民の人権が守られるまちをめざし、さまざまな人権問題・平和・多文化交流・文化教養向上などを主軸に据えた学習の場を地域交流の中に設け、参加者の人権意識向上へつなげる。 また、「ひだまり館だより」の発行や隣保館や各集会所でのパネル展示などを通して、地域への啓発を進めていく。					
基本事業を構成する細事業（事務事業）	1　人権意識向上					
	2					
	3					
	4					

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容

○ じんけん平和教室

戦争や原爆の悲惨さを学び、平和や命の大切さなど人権について考える事業として、小学生を対象に実施した。参加者からは「平和の大切さと戦争の恐ろしさをよく知れた。やっぱり平和が大切だと思った。『最後の原爆に』が大切。」といった感想があった。

8月1日 開講式　館内学習（フィールドワーク事前学習）、福岡県内（北九州市）フィールドワーク。

8月4日 長崎市フィールドワーク。被ばく体験者による講演。原爆資料館、山王神社、被ばくクスノキを見学。

8月6日 館内学習（フィールドワーク事後学習）・閉講式

（人）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
参加者数	29	16	24

○ ひだまりパスポート

市内小学校から参加者を募り、福岡県国際交流センターを通じ、日本在住の外国籍の方や、海外でのボランティア経験者等を講師に招き、その国の母国語・文化・歴史・食等を遊びなどの体験を交えながら学ぶ講座を、7月28日、30日の2日間で開催した。生活や文化の違いを知り、お互いを認め合うことで、人権感覚の高揚につながった。1～3年生の参加者が多かったため、1年生、2・3年生の2クラスに分けて実施した。参加者からは「他の国と違うことはいい、違うことが当たり前としてみんなで認め合ったら仲良くできると思う。」といった感想があった。

（人）

		令和5年度	令和6年度	令和7年度
参加者数	1～3年生	48	45	34
	4～6年生	17	10	11

○ ひだまり人権啓発講座

今年度は部落差別（同和問題）2回、インターネットによる人権侵害、子どもの人権問題の3つのテーマを、11月7日、11月21日、12月3日、12月17日の4日間、テーマの当事者の方や精通者に講話をいただくとともに、参加者間での交流を行うことで、人権意識の高揚につながった。また、今回2月8日に行われたひだまり館まつりのステージイベントで、外国人の人権問題をテーマに講座を行ったことで、普段講座に訪れる機会が少ない人への啓発を行うことができた。

参加者からは「わかりやすく、大変良かった。勉強になった。しっかり考えていきたい内容だった。」といった感想があった。

主な事業内容

（人）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
参加者数	65	104	139

○ よかよか広場

隣保館を含む3集会所で、月2回程度の音楽活動などを通じて、地域住民の交流を深めることができた。また、外出を促し、健康教室やレクレーション等を行うことで、高齢者の介護予防に寄与した側面もあった。人権学習、クリスマス会や合同発表会を3集会所合同で行うことで、参加者の全体交流も図った。

（人）

	集会所	令和5年度	令和6年度	令和7年度
参加者数	高田	17	17	16
	新原	7	6	2
	鹿部	29	30	30

○ 地域人権福祉教室

毎年度、生花教室を実施してきた高田教育集会所は、参加者の意向により中止となった。しかし、ししぶ交流センターと同様、自立した状態で生花教室は行っている。
民舞教室は近年、参加者の意向により中止となっている。

生花教室（1教室）　（人）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
参加者数	5	5	中止

民舞教室（1教室）　（人）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
参加者数	中止	中止	中止

○ 隣保事業情報発信事業

・ 市広報紙1月号のヒューマンライツに、「アンコンシャス・バイアス」についての記事を掲載し、啓発を行った。
・ 隣保事業の周知と人権啓発を目的に、隣保館独自の広報紙である「ひだまり館だより」を年4回発行した。
・ 利用者への啓発を目的に、ししぶ交流センターの屋外掲示板、隣保館及び3集会所内にパネル掲示を行った。『被爆・戦後80年戦争と平和を考える』及び『アンコンシャス・バイアス』の啓発を2回行った。
特に、『被爆・戦後80年戦争と平和を考える』の啓発については、青少年育成課と合同で開催し、児童センターにも掲示してもらった。また、児童センターや隣保館の事業の参加者に折鶴を作成してもらい、じんけん平和教室において、長崎原爆資料館に献納した。

○ ひだまり館まつり

2月6日～8日の3日間開催し、隣保館の各事業の紹介、よかよか広場の作品展示、スタンドアローン支援事業の作品展示、消費生活センターの啓発などを行った。
また、2月8日にはステージイベント（映像による隣保館の事業紹介、消費生活センターによる啓発劇、ひだまり人権啓発講座「外国人の人権問題」、ミニコンサート）を実施した。
参加者からは「参加して良かった。」、事業紹介も寸劇も「大変良かった。」、講座も「よく理解ができた。しっかり考えていきたい内容でした。」、パネル展示も「分かりやすく伝える工夫が沢山あったので見やすかった。」などの感想をいただいた。

事業の成果・評価・課題

（人）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ひだまり館まつり参加者	62	59	65

・じんけん平和教室

【成果・評価】

○ 北九州市と長崎市で起きたことを、事前学習・フィールドワーク・事後学習という一連の流れを通して、戦争の悲惨さ、平和であることの大切さを実感することで、人権意識の向上につながった。

○ 実施期間を6日間から3日間に見直したことで、参加人数増につながった。

【課題】

● 実施期間を短縮したことで、事前学習が多少駆け足になってしまった。来年度は開始時間を早めるなど検討が必要である。

・ひだまりパスポート

【成果・評価】

○ 各国の講師による出身国の楽器演奏や、スライドで見る風景や街並みを通して、日本との違いに気づき、理解が深まることで、人権意識の向上につながった。その国の音楽の演奏や遊びなどに実際に触れる機会を設けることで、文化の違いがより理解できた。
また、人数の多かった低学年を2クラスに分けたことにより、適切な人数でよりきめ細かな事業が行うことができた。

【課題】

● 低学年のクラスにおいて、集中が難しい児童が見受けられたため、興味を惹きながら学べる体制を更に整える必要がある。

・ひだまり人権啓発講座

【成果・評価】

さまざまな人権問題の講話を通して、参加者が人権について理解を深め、自分事として考える意識を育むことができた。また、ひだまり館まつりのステージイベントを活用することで、普段講座に馴染みがない層へのアプローチを行うことができた。

【課題】

より多くの方に参加していただけるよう、効果的な周知方法について検討する必要がある。

・よかよか広場

【成果・評価】

○ 音楽やものづくり、健康教室を行い、受講者の介護予防につながった。また、クリスマス会や合同発表会を通して、参加者同士の交流を深めることができた。

○ 3集会所合同で人権教室を実施した。つばめの記を招いて、遺族としての立場から、戦時下での戦地と故郷をつないだ父子の往復書簡などをもとに展示や朗読を行った。参加者の人権意識の高揚につながった。

【課題】

● 健康づくりや参加者同士の交流を継続して行うとともに、人権について自ら考えることができるような充実した内容を継続して行っていく必要がある。

・地域人権福祉教室

【成果・評価】

○ 中止となったが、高田、鹿部ともに自立した状態で生花教室は行っている。

【課題】

● 今年度は、参加者の意向により中止となった。今後、地域の方のニーズ把握を行いなが

事業の成果・評価・課題	ら事業のあり方について検討する必要がある。 ・隣保事業情報発信事業 【成果・評価】 ○「ひだまり館だより」を発行し、隣保館が身近に感じられるよう館職員や隣保事業を紹介し、情報を発信することができた。また、ししぶ交流センターの屋外掲示板への掲示、隣保館及び3集会所でのパネル展示により来館者への啓発を行った。部落差別の解消を始めとした様々な人権問題の啓発ができた。 【課題】 ●広報紙「ひだまり館だより」の内容の充実を図りながら、人権啓発としての効果的な情報発信となるよう工夫する必要がある。また、ししぶ交流センターの屋外掲示板の掲示や館内のパネル展示については、もっと読みたくなるような工夫を行い、効果的な啓発を行う必要がある。 ・ひだまり館まつり 【成果・評価】 ○会場の飾りつけ等を工夫することで、来館された方々が楽しく観覧できる雰囲気づくりができた。 ○3日間の展示期間をもつことで、多くの方が来館できる機会を設けた。 ○周知について、例年していた周知方法（広報、ホームページ、関係団体や各種事業の参加者に対する案内、古賀駅の自由通路のポスター掲示など）に加え、公式LINEやフェイスブックを活用することで、より広く周知することができ、参加者増につながった。 【課題】 ●企画や事前準備、広報など、余裕をもって進める必要がある。特に周知については、早く開始する必要がある。 ●特に子どもたちの参加を増やしたい。参加したくなるような内容の検討も必要である。 ●隣保館までの交通手段がないなどの感想があった。送迎バスは、現在鹿部と高田方面のみであるため、古賀駅やその他地域にも広げるか検討が必要である。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○人権･同和問題の解決を主軸に据えた交流事業の中で、差別意識の解消に向けて、更なる人権意識の向上を図る。 ○人権意識の向上と人権課題解決のため、隣保館で行う事業への参加者を増やすとともに、自分のこととして認識できるよう啓発に努める。 ○今なお残る、部落差別をはじめとしたさまざまな人権課題を解決していくため、隣保館をはじめ各集会所での情報発信を強化する。 ○地域住民のニーズを的確に把握し、それに応えられる事業の企画・実施と、効果的な周知・啓発を行う。
計画	○小学生対象の事業については、ひだまりパスポート、じんけん平和教室を柱に実施する。また、令和7年度は、参加者を増やすため、試行的にひだまりパスポートの実施期間を3日間から2日間に、じんけん平和教室は6日間から3日間に変更した。参加者も増え、効果があったと考えるため、令和8年度も同様の日程で行う。 ○ひだまり人権啓発講座については、人権感覚を育むことを目的として、さまざまな人権問題について取り組む。 ○よかよか広場については、参加者にアンケートを実施し、ニーズを把握しながらさまざまな活動を行い、地域の交流を深めていく。

計画	○ 地域人権福祉教室については、参加者の意向を踏まえ、今後どのようにして取り組んでいくか検討していく。 ○ 隣保事業情報発信事業については、ししぶ交流センターに設置した屋外啓発掲示板や隣保館・各集会所でのパネル展示を中心に、人権に関する効果的な情報発信を行う。 ○「ひだまり館まつり」については、啓発の絶好の機会と捉え、より多くの方に啓発できるよう企画内容の工夫を行う。

個別の人権問題	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12			人権課題	救済	
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業		基本構想ﾍﾟｰｼﾞ
	1	4	1	2	人権擁護事業	33
個別計画	古賀市人権施策基本指針					
基本事業の概要	市民を対象に、人権問題や悩み事の解決を図るため、相談窓口を開設し適切な対応と助言を行う。					
基本事業を構成する細事業（事務事業）	1 人権擁護事業					
	2					
	3					
	4					

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容

○ 毎月5が付く日に、人権擁護委員及び行政相談委員による「そうだん5（ファイブ）」を開設し、市民が抱えるさまざまな人権課題や悩みの解決に向けた支援を行った。

（件）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談件数(延)	23	17	15

○ 古賀市「特設人権相談所」を開設をした。
6月1日の「人権擁護委員の日」であることから、古賀市における「特設人権相談所」の開設とその周知のために街頭啓発を行った。

・ 街頭啓発　実施日時　5月15日（木）9時～11時
　実施場所　コスモス館、サンリブ古賀店・ルミエール古賀店
　ダイソー、サンドラッグ
・特設相談所　実施日時　6月5日（木）10時～15時
　実施場所　市役所第2庁舎2階相談室他2室

事業の成果・評価・課題

【成果・評価】

○ 相談内容によって関係課との情報共有・情報提供等を行うなどし、連携して取り組むことができた。

○ 人権にかかわる問題や近隣とのトラブルなど、身近で困っていることに対し、人権擁護委員が相談者に寄り添い、問題解決につなげることができた。

○ 6月の「人権擁護委員の日」に向け、市広報紙への掲載や街頭啓発の際に「そうだん5（ファイブ）」の啓発カードと「特設人権相談所」の案内チラシを配布したことで、市民への周知を図ることができた。

【課題】

● 相談内容が複雑・多様化してきており、人権擁護委員の業務の範疇を超えた相談が寄せられている。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 人権相談等の内容が複雑・多様化してきているため、市役所内及び関係機関等と緊密に連携し、相談者に寄り添いながら、問題解決につなげていく。
計画	○ 毎月5の付く日に「そうだん5（ファイブ）」を開設するとともに、6月の人権擁護委員の日に向けた街頭啓発及び「特設人権相談所」を開設する。

個別の人権問題	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12			人権課題	教育・啓発	
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業		基本構想ﾍﾟｰｼﾞ
	1	4	1	2	人権擁護事業	33
個別計画						
基本事業の概要	同和問題をはじめさまざまな人権問題解決に向け、市民からの相談内容に応じた支援を行う。					
基本事業を構成する細事業（事務事業）	1 人権擁護事業					
	2					
	3					
	4					

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容

○ 人権擁護事業

隣保館設置運営要綱において、隣保館の基本事業として規定されている相談事業（生活・教育・就労等）については、古賀市消費生活センターや古賀法律相談センターと相互に連携して対応した。

（件）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談件数	674	639	749

※ 相談内容としては、離婚、相続、契約、就労等に関する相談が多い傾向にある。

事業の成果・評価・課題

【成果・評価】

○ 隣保館窓口のほか、よかよか広場の事業などを良い機会と捉えて、参加者などから聞き取りを行い、お困りごとへの対応につなげた。

○ 市民の相談内容に応じた関係機関（市役所をはじめ、他自治体、古賀市消費生活センター、古賀法律相談センターなど）につなぐとともに、庁内で連携した対応ができた。

【課題】

● 問題を抱える市民が、隣保館を「くらしの相談所」として利用してもらえるように、来館時や事業の機会に加え、より多くの声をいただけるよう関係団体と連携をすすめるなど工夫する必要がある。

● 地域住民の高齢化や相談内容の多様化に対応するため、職員の資質向上や関係機関との連携など、相談機能の強化・充実を図り、相談しやすい隣保館としていく必要がある。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性

○ 隣保館に求められる相談対応力を更に高めていくとともに、関係機関との連携によるワンストップ相談機能を充実し、市民が抱える悩みや課題の解決に取り組む。

計画

○ 隣保事業を通じ、市民が抱える悩みや問題の早期解決へつなげる。

○ 関係機関と緊密に連携し、より充実した相談体制の構築を図る。

個別の人権問題	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12			人権課題	教育・啓発	
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業		基本構想ﾍﾟｰｼﾞ
	1	4	1	3	人権関連施設管理事業	33
個別計画						
基本事業の概要	施設利用者が安全に利用できるように、施設の点検等維持管理を行い、施設の活用を促進する。					
基本事業を構成する細事業（事務事業）	1 隣保館・地域集会所管理事業					
	2					
	3					
	4					

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 隣保館・地域集会所管理事業 隣保館及び3集会所の定期的な巡回を行い、施設の点検や確認を行ったほか、下記の通り適切な維持管理を行った。 隣保館・・・外構工事 ししぶ交流センター・・・火災受信機修繕 高田教育集会所・・・事務室電気修繕、トイレ修繕工事、和室LED化工事 大人・峠集会所・・・なし
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○ 適切な維持管理が行われることで、利用者が安全に使用できるようになった。 ○ 隣保館の外構工事については、防草シートの老朽化に伴い、強風時に留め具が車道に散乱する事案が度々発生し、事故等につながる危険性もあったため、安全面からも施設管理的にも効果があったと考える。 ○ 高田教育所の和室LED化工事については、よかよか広場を行う際、大変暗かったため、環境が改善され利用者からも文字が見やすくなって良かったというお声いただいてる。 【課題】 ● 高田教育集会所および大人・峠集会所については、老朽化が進んでいるため、突発的な修繕等が発生する事案が多くなっていることから、古賀市公共施設等総合管理計画に基づき、適切な維持管理を行いながら、今後の施設の方向性を検討していく必要がある。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 適切な施設の点検等維持管理を行い、施設の活用を促進する。
計画	○ 突発的な修理などに、臨機応変に対応していく。 ○ 古賀市公共施設等総合管理計画で長寿命化が決定しているししぶ交流センターにおいては、令和６年度に実施した長寿命化に伴う点検調査の結果から、令和８年度に外壁等改修工事の詳細設計委託を実施する計画である。

個別の人権問題	11				人権課題	救済・啓発・環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業		基本構想ﾍﾟｰｼﾞ
	1	4	2	1	性の多様性尊重事業	33
個別計画	第3次古賀市男女共同参画計画					
基本事業の概要	市民一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様性を認め合い、性的マイノリティや事実婚の関係にある人々をはじめ誰もがその人らしく人生を歩んでいけるよう支援を行う。					
基本事業を構成する細事業（事務事業）	1 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度推進事業					
	2 性の多様性理解促進事業					
	3					
	4					

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容

○パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓 （組）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
宣誓者	2	2	1

○ 他自治体との連携協定締結

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
自治体数	1	0	0

◇ 令和4年4月1日付　福岡県、福津市、粕屋町
◇ 令和4年6月6日付　鹿児島市
◇ 令和5年8月8日付　合志市
◇ 令和6年11月1日付
パートナーシップ制度導入自治体間連携ネットワーク（大阪府主導）に加入

○ 性的マイノリティ交流会
当事者がスタッフと参加者（市民）との交流会（人）
① 6月 4日（水） 18時30分～20時30分 参加者数： 6
② 9月 6日（土） 14時00分～16時00分 参加者数： 5
③ 12月 3日（水） 18時30分～20時30分 参加者数： 5
④ 3月14日（土） 14時00分～16時00分 参加者数： 5
スタッフ： NPO法人カラフルチェンジラボ

○ プライド月間の取組
目的：性の多様性を知り理解を深め誰もが生きやすい社会につなげる
期間：6月1日～6月30日
内容：市役所庁舎にレインボーフラッグ掲示、横断幕・のぼり旗の掲示
市民ホール・古賀市隣保館内での啓発パネル展示
JR古賀駅に横断幕の掲示
海津木苑にレインボーフラッグ・のぼり旗の掲示
サンコスモ古賀にのぼり旗の掲示
「OUT IN JAPAN」写真パネル展示（期間：6月14日～6月29日）
市内小中学校「性の多様性の取組」パネル展示（開催日6月2～12日）
※その後快生館でも展示
「性の多様性」パネル展（県の人権啓発情報センターより借用）
（開催日6月1～12日）

主な事業内容	○九州レインボープライドの周知及び参加 九州レインボープライド 11月1日（土）、11月2日（日）開催。参加は11月2日 周知：チラシ配布及び学校安心メールでの周知 ○ 出前授業 市内小学校（古賀西小学校）6年生全児童（3クラス）を対象に、小学校と共同し授業を実施 目的：多様な性を知る。一人ひとりの存在・命の尊重。多様な考えを認める。 古賀市の取組の紹介。自分たちにできること。 実施日：11月17日・11月19日（各日1～3校時） テーマ：性の多様性「みんなが分かり合うために」
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○ 性的マイノリティ交流会は参加人数が少ないものの、アットホームな雰囲気があり、自分の居場所として参加しやすく、当事者にとって必要であると、参加者や当事者団体から評価有 ○ 九州レインボープライドにおいて、本市として同性婚を支持する考えを表明し、来場者から拍手が起こるなど、多様性を尊重する姿勢を広く示す機会となり、当事者や参加者に勇気や安心感を与える発信となった。 ○ 小学校の授業では、授業の前後のアンケートで、LGBTQという言葉の理解や、異性を好きになるのが当たり前ではないという思いの変化など効果がみられた。かつ、子どもたちの意見に触れることで、性別にとらわれないフラットな感性がうかがえ、次世代への波及効果が期待されるとともに、職員にとっても新たな気づきを得る機会となるなど、相互に学びのある取組となった。 【課題】 ● 小学校の授業のアンケート結果から、授業のみでは意識の変化に限りがあることがうかがえ、家庭等の影響も大きいと考えられることから、保護者等への働きかけが課題である。 ● 啓発に対しての受け止め方の違いが見られることから、まずは多くの人に関心を持ってもらうことが重要であり、それぞれの理解の状況に応じた啓発が必要である。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 誰もが大切なパートナーと共にその人らしく人生を歩んでいけるよう性的マイノリティや事実婚の関係にある人々を支援することで、心豊かに生きる「自己実現」が可能な「いのち輝くまちづくり」の実現をめざす。
計画	○ 若年層への効果的な発信を図るため、専門学校や高校生リバースメンター事業と連携した取組を実施するとともに、より理解しやすい啓発手法を展開する。 ○ プライド月間に専門学校生のパネル展の際、市長・当事者・学生とのトークイベントを開催する。

個別の人権問題	2				人権課題	救済・啓発・環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業		基本構想ﾍﾟｰｼﾞ
	1	4	3	1	男女共同参画推進事業	33
個別計画	第3次古賀市男女共同参画計画					
基本事業の概要	男女が性別によって差別されることなく人権が尊重される社会の実現に向け、市民や事業者に対し、男女共同参画への理解促進を図る講演会や啓発を実施する。					
基本事業を構成する細事業（事務事業）	1 男女共同参画推進事業					
	2					
	3					
	4					

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容

○男女共同参画フォーラム

日時　　令和7年6月28日（土）10時～12時

内容　　・男女共同参画に関する標語（一行詩）最優秀賞表彰（4作品）
・輝きKOGAびと表彰（1団体）
・講演会　～心カヨう人生の歩き方～
講師　山本　カヨ氏

参加　　86名

○男女共同参画セミナー

日時　　令和8年2月22日（日）14時～16時

内容　　・講演会　男の家事が社会を救う！？
～笑って考えよう！家庭のこと、仕事のこと～
講師　瀬地山　角　氏

参加　　60名

○こがのパパたち写真展

さまざまな“こが”のパパたちの育児シーンを写した写真を掲載し、育児時間は子どもと接する宝物のような時間であり、「ママだけに任せていてはもったいない、積極的にかかわろう」「育児は義務ではなく、楽しむもの」という前向きなテーマ性を持って実施。

日時　　令和8年1月24日（土）～2月8日（日）

【広報】
・広報6月号　THE HUMAN RIGHTS『固定的性別役割分担意識』
※男女共同参画フォーラムについても周知
※男女共同参画フォーラムについては情報誌「おるね」にも掲載
・広報8月号　ホッとHotな話題　男女共同参画フォーラムの報告記事掲載
・広報9月号　THE HUMAN RIGHTS『災害と人権』
※災害時に起こりやすいやすい人権課題の例として固定的性別役割分担意識について掲載
・広報1月号　THE HUMAN RIGHTS『アンコンシャス・バイアス』
※固定的性別役割分担意識の事例を複数掲載
・広報1月号　インフォメーション『男女共同参画一行詩募集』
・広報1月号　インフォメーション『男女共同参画セミナー周知』
・広報4月号　ホッとHotな話題　男女共同参画セミナーの報告記事掲載

事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○男女共同参画フォーラム ・ 著名な山本カヨ氏が講師ということで参加人数が昨年度47名→86名と増 ・ 感想も「とてもよかった」「よかった」が殆どであった。 ・ 一行詩に関しては、市長がジェンダー平等フォーラム等の講演で紹介し、若い世代の偏見のない素直な感性を反映した作品に反響があった。 ○男女共同参画セミナー ・ 高齢世帯が多かったが、アンケートの中に「子育て世代に内容を話したい」という回答もあり、子世代。孫世代への波及効果もあるのではないか。 ○こがのパパたち写真展 ・ 市公式LINEや幼稚園等ポスター貼付等周知を工夫し、昨年度応募数14件→今年度29件と応募目標30件にほぼ達する結果となった。 ・ 写真の他に、家事育児時間の国際比較やパパとママの育児休業取得日数など統計データを展示。「マンガで学ぶ育児休業制度」（厚生労働省）の冊子も配架。10部程度の持ち帰りがあった。 ・ アンケートの中に夫側の意見で「皆さんの頑張っている姿を見て、自分も今後は妻と話し主体的に家事をやっていきたい」という意見があり、家事育児促進の一助となった。 ○ 広報等の周知では、公式LINEや学校安心メールなども活用し、若い世代にも発信できるよう工夫した。 ○ 広報掲載について、担当係の原稿以外でも、事例として掲載してもらう等の工夫を行った。 【課題】 ● 女性の参加者が75%、60～70代が70%と性別や世代に偏りが見られる。 ● （フォーラム・セミナー）男性の参加者や若い世代の参加を促すために、テーマや講師、周知方法を検討する必要がある。 ● （セミナー）今回の講演内容のターゲット層が若い世代のため、学校安心メールや公式LINEを利用したが、保護者層の参加は少なかった。 ● （こがパパ写真展）写真から「子どもとの時間の大切さ」を実感した後、育児休業制度の理解や取得、具体的な行動につながるまでの導線が十分とは言えない点が課題である。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 今年度に引き続き上記事業を継続して実施し、性別や世代に偏りのないテーマ設定を基本としつつ、重点テーマやターゲット層を設定した企画についても実施する。 ○ 市の広報紙やホームページ、公式LINE等による情報発信をさらに分かりやすく工夫する。
計画	○ 男女共同参画の視点を踏まえ、テーマに応じた関係者や関心層に取組の趣旨が届くよう、関係団体を所管する課と連携しながらフォーラムやセミナー等を継続して実施する。 ○ 若い世代への周知方法についてはターゲット層に応じた各課の事業等があれば、チラシ配布等を検討する。 ○ 「マンガで学ぶ育児休業制度」を母子手帳と一緒に渡してもらう等、他課事業と連携して事業を行う。 ○ 「こがのパパたち写真展」に加え、「こがのパパたちトーク」を実施し、家事・育児に関わる父親の実体験を共有することで、家事・育児参画の推進と育児休業取得に関する理解促進を図る企画を計画する。 ○ 今後も広報等には引き続き分かりやすい内容を意識し記事を掲載。 ○ SNS等の掲載も増やすなど、若い世代の目に触れる機会を増やす工夫を行う。

個別の人権問題	2				人権課題	救済・環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業		基本構想ﾍﾟｰｼﾞ
	1	4	3	2	DV対策事業	33
個別計画	男女共同参画計画					
基本事業の概要	ＤＶに悩む者の相談等に応じることにより、権利の擁護と人権を保障する。					
基本事業を構成する細事業（事務事業）	1 ＤＶ対策事業					
	2					
	3					
	4					

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容

○ ＤＶ対策事業

・ ＤＶ相談者について、県保健福祉事務所等の関係機関と連携して適切な支援を行った。相談者には情報提供を行い、安心して生活ができるよう助言を行った。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談実人数（人）	13	8	11
施設利用世帯数（世帯）	1	1	1

※施設利用：市が連携し女性自立支援施設等へつながったケース数

・ 女性の電話相談窓口の一つとして、ＮＰＯ法人福岡ジェンダー研究所に委託して「こが女性ホットライン」を設置し、ＤＶなどに悩む女性を対象に相談に応じた。

こが女性ホットライン	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談延べ人数（人）	188	118	170

○ 母子生活支援施設入所管理事業

・ ＤＶ相談者に対して相談支援や情報提供を行い、母子生活支援施設とも連携を図りながら、自立に向けて支援を行った。

事業の成果・評価・課題

【成果・評価】

○ ＤＶに悩む相談者に対し、関係機関との緊密な連携により、適切な支援を行うことができた。

○ 母子生活支援施設と県が共同で開催する研修会に参加し、母子家庭を取り巻く現状等を学ぶことができた。

【課題】

● 引き続きＤＶ相談者の情報を適切に管理し、関係機関との連携を密に行っていく必要がある。

● こが女性ホットラインに寄せられる相談のうち、ＤＶに関する相談は8件となっている。生き方や対人関係に関する相談が多い。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ ＤＶ被害を受けた者の福祉の増進を図るために必要な事業であり、今後も市民に対して事業の周知・啓発を行う。
計画	○ ＤＶ相談者が安心して生活ができるよう、相談業務を充実させるとともに、県と連携を図りながら、必要に応じて女性自立支援施設や母子生活支援施設等の利用へつなげていく。

個別の人権問題	6			人権課題	教育・啓発・環境	
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業		基本構想ﾍﾟｰｼﾞ
	1	4	4	1	多文化共生推進事業	33
個別計画						
基本事業の概要	国籍や民族、文化の違いを知り、認め、尊重し合いながら、外国籍市民等を含む市民誰もが社会の構成員として、自分らしく安心して暮らせるまちをめざす。					
基本事業を構成する細事業（事務事業）	1 多文化共生支援事業					
	2 多文化交流促進事業					
	3					
	4					

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容

○ スクール形式ではなく、生活に身近な情報交換や日常会話をとおし、学習者の「考え・想いを日本語で伝えること」を大切にした「交流型日本語教室」を開催した。また「おとなクラス」「こどもクラス（主に小・中学生）」「ママパパクラス（未就学児の子とその保護者）」の3クラスに分け、日本での生活期間や日本語の習熟度に合わせ、きめ細やかな対応を行った。

交流型日本語教室（市主催）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施回数（回）	87	84	45
学習者数(延数)（人）	712	578	394
スタッフ数(実数)（人）	39	30	33

○ 関係機関や関係団体等がそれぞれの立場で役割を担いながら協力・連携し、多文化共生を推進していくため、多文化共生推進協議会を年3回開催した。令和8年度に実施を予定している「多文化共生に関するアンケート」に係る協議を行った。

○ 日本人とのつながりが少なく、子育て等の悩みを抱えている「家族滞在」に視点を置き、就学前健康診断開催時に加え、乳幼児健診開催時にアウトリーチ型の相談対応を行った。

○ 市内事業者間の顔が見える関係づくり、外国人人材活用に関する疑問や悩みを共有・解決できる関係づくりを目的とした「企業セミナー」を開催した。

○ これまで、留学生を対象に開催していた生活オリエンテーションを、市内企業で働く外国籍市民を対象に「交通安全教室」を粕屋警察署、有限会社古賀自動車学校の協力のもと、開催した。

○ 相談者に寄り添い、迅速な解決につながるよう、既存の多文化共生相談窓口に加え、福岡出入国在留管理局職員による「出張専門相談窓口」（R7.11～、毎月第一月曜日）を開設した。

○ 国が毎年1月に行う「ライフ・イン・ハーモニー推進月間」（多文化共生社会推進に向けた啓発強調月間）に合わせて、「多文化共生に関するパネル展示」、福岡出入国在留管理局と共同した「啓発チラシの配付」等の市民啓発を行った。

事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○ 多様な人、機関の協力や連携のもと、事業実施することができた。 一つ一つの事業を通し「お互いを尊重すること」「互いの文化を理解すること」を体感し「相互理解」「誰もが安心して暮らすことができる社会」につながる取り組みとなった。 ○ 「多文化共生社会推進」に向けた啓発（パネル展の開催）は初めての試みであったが、市役所に来庁する多くの市民の方に見てもらうことができた。 【課題】 ● 「企業セミナー」や、就労者を対象とした「生活オリエンテーション」については、参加者が少なく、企業等へのニーズ調査や周知への工夫を行い、開催する必要があった。 ● 事業全般に関して、市民への周知方法に工夫が必要。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 日本語で交流ができる地域に開かれた場を創出していく。 ○ 外国籍市民等のことを「遠い国の誰か」ではなく、「同じ地域に共に暮らす一員」として、誰もが安心して生活できるよう啓発の充実を図る。 ○ 「やさしい日本語」を活用したコミュニケーションの円滑化を図る。
計画	○ 市民等を対象にした「多文化共生に関するアンケート」を実施し、アンケート対象者が抱える課題やニーズを捉え、課題解決に向けた事業実施につなげる。 ○ 「やさしい日本語」の周知・啓発を行うとともに、情報が行き届くよう「やさしい日本語」での情報発信を推進する。

個別の人権問題	4				人権課題	環境（環境づくり）
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業		基本構想ﾍﾟｰｼﾞ
	2	2	1	2	介護予防･生きがいづくり支援事業	38
個別計画	第９期介護保険事業計画・第１０次高齢者保健福祉計画					
基本事業の概要	高齢者が、介護予防サポーターとして活動に参加することにより、自身の健康増進及び介護予防が図られるとともに、地域における住民主体の活動の担い手となることで、地域活動の活性化を図る。					
基本事業を構成する細事業（事務事業）	1 介護予防活動推進事業					
	2					
	3					
	4					

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容

○ 高齢者等介護予防サポーター活動支援事業

高齢者等が地域のつどいの場や高齢者施設等において運動・音楽等のボランティア活動を行うことで、つどいの場や高齢者施設等における介護予防活動の支援を行なった。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
介護予防登録者数	232	247	252
活動人数（延）	2,995	3,397	3,009

○ 高齢者外出促進事業

「ルールBook」と「おでかけシール」を用いて、高齢者が地域活動へ積極的に参加できるしくみを提供することにより、閉じこもりや孤立化を防ぐとともに、介護予防の推進を図った。R7年度応募数：4,331口

○ ボールンピック大会の開催（地区予選会は、シニアクラブへの委託）

（参加人数）予選会：110チーム、676人　本大会：15チーム、150人

事業の成果・評価・課題

【成果・評価】

○ 高齢者等の各種サポーターが、地域のつどいの場や高齢者施設等において運動や音楽等の介護予防活動を行なった。

高齢者がサポーターとして活動に参加することで、自身の生きがいづくりや健康づくりにもつながった。

福祉会やシニアクラブとの連携強化により、地域での介護予防活動の推進が図られている。

【課題】

● サポーター数や介護予防活動において、地域間格差がある。

新規サポーターの育成

介護予防活動の推進

● 地域や市内施設とサポーターとのマッチングができていない地域や市内の施設への啓発強化及びニーズに合ったマッチングの実施

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性

○ 高齢者の疾病予防の保健事業とフレイル予防や生活機能を維持・改善する介護予防を一体的に実施することで、健康寿命の延伸を図る。

計画

○ つどいの場等を活用したポピュレーションアプローチ、個別の保健指導等を行うハイリスクアプローチ、軽運動普及やフレイル予防などの介護予防活動の促進を関係機関や団体と連携しながら引き続き取り組む。

引き続き、健康づくり及び介護予防活動を推進するサポーターの育成を行う。

個別の人権問題	4				人権課題	救済
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業		基本構想ﾍﾟｰｼﾞ
	2	2	2	1	地域包括ケア推進事業	38
個別計画	古賀市第9期介護保険事業計画・第10次高齢者保健福祉計画					
基本事業の概要	高齢者やその家族に対して、高齢者の身近な相談窓口である地域包括支援センターを市内3か所に設置することで、医療や介護の専門職による相談対応・支援を行うことで早期の課題解決につなげ、高齢者が希望する生活を送ることができるよう支援を行う。					
基本事業を構成する細事業（事務事業）	1 地域包括ケア推進事業					
	2					
	3					
	4					

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 医療や介護の専門職による相談対応・支援や、圏域地域包括支援センターによる在宅医療・介護サービスなどの情報提供を通して、高齢者が希望する生活を送ることができるよう支援を行った。 ○ 地域ケア個別会議は、3圏域包括支援センターが主催し事例検討を行った。その他、地域ケア会議助言者連携会議（年1回）地域ケア推進会議（年1回）を開催した。
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○ 医療や介護の専門職と連携し、地域包括支援センターを中心に相談対応や在宅医療・介護サービス等の情報提供を行うことで、必要な支援につながる高齢者が増加し、本人や家族の安心感の向上など、支援体制の充実が図られた。 ○ 地域ケア個別会議や各種会議を開催し、関係機関との情報共有や事例検討を行うことで多職種連携が進み、個別支援の質の向上と地域の支援体制の強化につながった。また、個別会議を通して課題の抽出もできた。 【課題】 ● 支援が届きにくい高齢者や、継続的な参加が難しい関係機関もあることから、今後はアウトリーチ型支援の充実と、関係機関との連携強化による課題解決に向けた体制づくりが求められる。また、地域ケア個別会議で抽出された課題についても、関係機関が連携しながら対応を進めていくことが重要である。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 支援が届きにくい高齢者への対応を強化するため、アウトリーチ型支援の充実を図るとともに、関係機関との連携体制をさらに強化し、地域全体で支援につなげる仕組みづくりを推進する。また、地域ケア個別会議で抽出された課題について、関係機関と協働しながら具体的な解決に向けた検討を図る。
計画	○ 地域ケア会議の開催により地域課題の抽出を行うとともに、関係機関との連携による社会資源の創出をめざし、高齢者の安心した在宅生活の継続につなげる。

個別の人権問題	4				人権課題	救済
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業		基本構想ﾍﾟｰｼﾞ
	2	2	2	2	高齢者権利擁護推進事業	38
個別計画	古賀市第9期介護保険事業計画・第10次高齢者保健福祉計画					
基本事業の概要	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、高齢者に関する相談・支援体制を構築するとともに、成年後見制度利用支援等による高齢者の権利擁護の取組を行う。					
基本事業を構成する細事業（事務事業）	1 高齢者権利擁護推進事業					
	2 高齢者虐待対策事業					
	3					
	4					

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容

○ 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」等に基づき、緊急性が高く分離・保護が必要な場合には緊急一時保護を行う。

○ 身寄りがなく認知症等により判断能力が低下した高齢者に対し、市長申立てによる後見人を選定し、弁護士等専門職または養成研修等で育成された市民後見人により財産管理等を適切に行うことで、高齢者の権利を擁護する。

（権利擁護関連相談）　（件）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
成年後見制度	10	53	74
虐待関連	6	4	4

○ 令和6年4月に設置した古賀市成年後見支援センターを中心に、成年後見制度に関する相談・支援及び普及・啓発等を行う。

事業の成果・評価・課題

【成果・評価】

○ 古賀市成年後見支援センターの社会福祉士が、必要に応じて成年後見制度の紹介を行うなど、高齢者の尊厳ある生活の実現に向けた支援を行った。

○ 圏域地域包括支援センターの専門職が、権利擁護に関する相談・支援を行った。

○ 虐待案件に対し、課内で構成している虐待対応職員によるコアメンバー会議を開催し、緊急性の判断や支援方法を検討し対応した。

【課題】

● 高齢者（特に身寄りのない、認知症等により判断能力が低下しているなどの理由がある）の増加に伴い、虐待関連や成年後見制度等に関する相談件数が増加している。今後もきめ細やかな対応を行うために、地域や他機関との更なる連携が必要である。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性

○ 高齢者のみの世帯や認知症等高齢者の増加に伴い、更なる高齢者虐待防止や早期発見に努める。また成年後見制度や虐待防止の周知を図りながら、関係機関と連携して高齢者の権利擁護体制の充実を図っていく。

計画

○ 古賀市高齢者虐待防止マニュアルに沿った会議等を実施し、虐待が発生した要因等を明らかにすることで、高齢者及び養護者等へ適切な支援を行い、虐待防止につなげる。

個別の人権問題	4				人権課題	教育・啓発
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業		基本構想ﾍﾟｰｼﾞ
	2	2	2	3	認知症総合支援事業	38
個別計画	古賀市第9期介護保険事業計画・第10次高齢者保健福祉計画					
基本事業の概要	認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、認知症に関する理解を促進するとともに、認知症の早期発見・早期対応、進行状態に応じたサービスが提供できるような支援体制を構築する。					
基本事業を構成する細事業（事務事業）	1 認知症見守り促進事業					
	2 認知症高齢者等支援事業					
	3					
	4					

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容

○ 認知症について学ぶ機会として、小・中学生向けの認知症サポーター養成講座を実施した。令和6年度は県立玄界高校の2年生を対象に、新しい認知症観を伝える講座を養成講座を開催した。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施回数（回）	15	23	21
サポーター養成（人）	1,206	1,550	1,497
サポーター累計数（人）	13,003	14,553	16,050

（R7内訳）小学生対象：実施回数 8　　ジュニアサポーター養成数（人）：546
中学生対象：実施回数 3　　VR体験会受講者数（人）：599
玄界高校対象：実施回数 8　　受講者数（人）：315
市職員・企業等対象：実施回数 2　　受講者数（人）：37

○ 認知症高齢者等行方不明SOSネットワーク事業において、高齢者が行方不明になった時に捜索の協力メール配信を行い、早期発見につなげた。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
事前登録者数（人）	40	44	51
捜索協力者数（人）	854	869	728

事業の成果・評価・課題

【成果・評価】

○ 認知症サポーター養成講座は、特に中学校でのVR体験会において、認知症の症状を体感することで、より理解を深める機会となった。また、令和7年度も学校からの要望により玄界高校での講座を開催し、新しい認知症観を伝え、認知症を自分ごととして捉える機会となった。

○ 認知症高齢者等行方不明SOSネットワーク事業の登録者が増加している。認知症に関する相談者への事業の普及・啓発につながった。

【課題】

● 認知症への理解を促進するため、若い年代から認知症サポーター養成講座を継続的に実施する必要がある。継続的な実施が必要である。

● 市民が認知症の人の声を聴き、尊厳と希望をもって認知症と共に生きる「共生社会の実現」について理解を深めることが必要である。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性

○ 子どもから高齢者まで、認知症について学ぶ講座を実施し、新しい認知症観への理解を深める機会とする。

○ 認知症の人が尊厳と希望をもって安心して生活できるよう、共生社会の実現に向けた周知・啓発を行う。

計画	○ 認知症当事者の声を聴き、自分ごととしてより具体的に認知症の人の気持ちを理解する。 ○ 認知症高齢者が行方不明になった際、早期に発見できるよう、衣服や持ち物に二次元バーコードを貼り付け、家族などが位置情報が確認できる「保護情報共有サービス（どこシル伝言板）」の利用者を拡大する。

個別の人権問題	5				人権課題	救済・環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業		基本構想ﾍﾟｰｼﾞ
	2	3	1	2	障がい者相談支援事業	39
個別計画	第4期古賀市障がい者基本計画					
基本事業の概要	障がい者の不安や悩みを解消し、地域で安心して暮らすことができるよう、相談支援を行う。					
基本事業を構成する細事業（事務事業）	1 障がい者相談支援事業					
	2					
	3					
	4					

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容

○ 相談支援

・ 来所や電話などで障がい者やその家族からの相談に応じ、関係機関と連携を図りながら支援を行った。

・ 障がい者やその家族が相談員となり助言等を行う、「ピアカウンセリング」を　実施した。

相談件数　（件）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
障がい者生活支援センター「咲」	1,408	637	727
地域活動支援センター「みどり」	1,107	1,363	1,560
ピアカウンセリング	13	22	14

○ 関係機関との連携

・ 2市1町（福津市・古賀市・新宮町）障がい者地域支援ネットワーク協議会を定期的に開催して情報や課題を共有し、解決策を検討した。

（回）

障がい福祉サービス事業者（実務担当者）連携会議	5
市内外の障がい福祉サービス事業者との就労部会	11
市内の計画相談支援事業所との相談支援部会	3
2市1町障がい者地域支援ネットワーク協議会事務局会議	6

事業の成果・評価・課題

【成果・課題】

○ 「咲」や「みどり」に相談窓口を設け面談や電話等を通じて、障がい者及びその　家族の心配事や質問に対し、助言や情報提供等の支援を行った。

○ 2市1町障がい者地域支援ネットワーク協議会において、情報交換や、研修会の開催等を行い、多分野・多職種の連携を図ることができた。

【課題】

● 地域の課題を抽出し、解決につなげる仕組みを構築していく必要がある。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 障がい者に対する相談支援の中核的機能としての役割を持つ、基幹相談支援センターを設置。障がい者生活支援センターで実施していた相談事業を統合し事業を行う。引き続き、障がい者が安心して地域で生活が送れるよう、障がい者やその家族に対する相談支援を行うとともに、地域の相談支援従事者に対する支援等を実施する。
計画	○ 基幹相談支援センター及び相談支援事業者をはじめ、地域の障がい福祉サービス事業者と情報を共有し支援する側のスキルアップを図るとともに、障がい者の不安や悩みの解消に努める。

個別の人権問題	5				人権課題	救済・環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業		基本構想ﾍﾟｰｼﾞ
	2	3	2	1	障がい者就労促進事業	39
個別計画	第4期古賀市障がい者基本計画					
基本事業の概要	障がい者の自立と社会参加の促進を図るとともに、障がい者雇用の促進へつなげる。					
基本事業を構成する細事業（事務事業）	1 障がい者就労促進事業					
	2					
	3					
	4					

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 就労支援セミナー ・第1回　日　時：令和7年8月19日（火）18:00～19:30 内　容：就労部会・障がい児部会コラボ企画「異業種交流会」 参加者：30事業所　40人 ・第2回　日　時：令和7年9月2日（火）18:00～19:45 内　容：「就労選択支援・導入編」 参加者：19事業所　22人 ・第3回　日　時：令和7年12月15日（月）18:00～19:30 内　容：「就労選択支援・実践編」　就労選択支援について 参加者：26事業所　48人
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○ 異業種の障がい福祉サービス事業所職員等の職員交流を図り、障がい児を支援する職員に対し、就労支援を提供する事業所の支援内容等について、情報提供を行うことができた。 ○ R7年度に新たに導入された福祉サービスについて複数回の研修を行うことで、支援者間で制度の内容について共有することができた。 【課題】 ● 障がい者の雇用促進のため、企業側も含めニーズも把握し、それに合致した事業を検討・実施していく必要がある。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 引き続き、障がい者の自立や社会参加の促進を図るため、事業を継続する。
計画	○ 就労部会において、障がい者や企業のニーズを捉えた取組を検討・実施し、障がい者の社会参加や就労意欲の向上、就労定着を図る。

個別の人権問題	12				人権課題	救済
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業		基本構想ﾍﾟｰｼﾞ
	2	4	1	1	相談支援包括化事業	40
個別計画	第3期古賀市地域福祉計画・第6次古賀市地域福祉活動計画					
基本事業の概要	全世代・全対象者に対し、複雑化・多様化した課題を解決するにあたり、相談者のニーズに応じた適切な支援を受けることが出来るように、包括的な支援体制を構築し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを支援する。					
基本事業を構成する細事業（事務事業）	1 相談支援包括化事業					
	2					
	3					
	4					

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容

○ 市内3か所に設置した圏域地域包括支援センターが、身近な相談窓口として相談を受け、早期の課題解決に向けた支援を行った。

（件）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
新規相談件数	776	755	725
新規後継続対応件数	7,943	7,671	7,886

○ 令和3年度より新たな相談支援の一役となるCSW（コミュニティソーシャルワーカー）を中学校区ごとに3名配置し、地域課題の把握や解決に向けた関係機関との連携を図った。（委託先：古賀市社会福祉協議会）

（件）

延べ相談件数	古賀中学校区	古賀北中学校	古賀東中学校
令和5年度	55	96	16
令和6年度	131	309	117
令和7年度	127	417	57

事業の成果・評価・課題

【成果・評価】

○ 保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等の専門職が中心となり、地域包括支援センターに寄せられた相談に対して、介護・福祉・医療機関・権利擁護の支援を行うなど、高齢者の尊厳ある生活の実現に向けた窓口機能を果たせた。
また、地域のつどいや出前講座、民生委員会での情報交換などを通じて、地域包括支援センターの役割や支援内容の周知を図り、顔の見える関係づくりに努めた。

○ 地域の民生委員・児童委員、地域包括支援センター等と連携した相談・支援体制のもと、相談者の課題解決に向けて寄り添った支援を行った。新たに社会参加支援や地域づくり支援につなげるケースもあり、活動の幅が広がっている。

【課題】

● 地域包括支援センターへの本人からの相談は少なく、民生委員・児童委員経由が多いため、支援が届いていない市民も想定される。さらなる周知が必要である。

● 相談件数に地域差があり、人口に対して対応職員が少ない状況がある。CSWの周知・啓発とあわせて訪問対応の強化が必要である。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性

○ 地域や他機関との連携を強化し、地域包括支援センター機能の周知と相談体制の更なる充実を図り、高齢者の総合相談支援を実施していく。

○ 全世帯・全対象者に対し、子育て、障がい、介護など分野別であった支援体制の枠を超え、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）等の専門職を中心とした包括的な連携のもと、相談支援を行い、問題の早期発見・早期解決につなげる。

計画

○ 地域包括支援センターのほか、地域密着型介護サービス事業所の協力を得て、身近な相談窓口の増設など支援体制の強化を行う。

計画	○ CSW（コミュニティソーシャルワーカー）の活動を見直し、支援が必要な人の発掘・早期解決に努める。 ○ 全世代・全対象者を包括的に受け止め、介護・障がい・子育て・生活困窮等の相談機関と連携した相談支援を行う体制を構築する。

個別の人権問題	12				人権課題	救済
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業		基本構想ﾍﾟｰｼﾞ
	2	4	1	2	自殺対策推進事業	40
個別計画	第3期古賀市地域福祉計画・第6次古賀市地域福祉活動計画					
基本事業の概要	悩みを抱える人が安心して生活できるよう、こころのサインを見逃さず、 気付いた人が気軽に悩みを相談できる関係性を構築し、自殺を選択することを防ぐ。					
基本事業を構成する細事業（事務事業）	1 自殺対策推進事業					
	2					
	3					
	4					

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容

○ 自殺予防対策として、自殺の複合的な要因のひとつであるストレスやうつに関する知識の向上及び理解促進を図るため、計画的にゲートキーパー研修を実施した。
（令和7年度は新規採用職員向け研修を実施）

（人）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
市民向け研修会参加者数	実施なし	実施なし	実施なし
教職員向け研修会参加者数	実施なし	12	実施なし
市職員向け研修会参加者数	13	13	22

○ 自殺予防の観点から、自殺の要因となるさまざまな悩みを抱える人を適切な窓口につなぐため、市や県などの相談先をまとめた相談窓口一覧を庁内外の相談窓口へ配布した。

○ 自殺予防週間（9月）及び自殺対策強化月間（3月）において、広報での特集ページ掲載やパネルの展示、横断幕の設置等を行い、自殺予防に関する啓発を図った。

事業の成果・評価・課題

【成果・評価】

○ 新採市職員に対し、ゲートキーパー（命の門番）研修を通じて、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴き、必要な支援につなぐ役割であることを啓発した。悩みを抱える人に寄り添うことの重要性を伝え、自殺に至る可能性を低減する理解を深める機会となった。

○ 相談窓口一覧表を配布したことで、相談窓口の普及・啓発を図ることができた。

【課題】

● 年によって自死を選択する人の数が増減している。全国的は女性と子どもの自殺者数が増加している現状がみられるが、自殺者総数は減少しているが、自殺者をゼロにするための取組が必要である。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性

○ 自殺者ゼロをめざし、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」の低減と「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」の増加を図る。

○ 研修会を通して、庁内全体が「自殺予防の視点・意識」を持つよう取り組む。

計画

○ 「第2期古賀市いのち支える自殺対策計画」を第3期地域福祉計画・第6次地域福祉活動計画に包含して策定したことを受け、関係機関と連携しながら自殺対策の推進、市民に対するゲートキーパー研修を通した自殺予防に関する意識の向上を図る。

個別の人権問題	12				人権課題	救済
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業		基本構想ﾍﾟｰｼﾞ
	2	4	2	3	包括的自立支援事業	40
個別計画	第3期古賀市地域福祉計画・第6次古賀市地域福祉活動計画					
基本事業の概要	ひきこもりや8050問題など複雑化・多様化する課題に対し、世代や分野を超えた関係機関が連携して支援を行うことで、悩みを抱える人の減少をめざす。					
基本事業を構成する細事業（事務事業）	1 生活困窮者自立支援事業					
	2 住居確保困窮離職者就労支援事業					
	3 包括的自立支援事業					
	4					

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容

○ 経済的困窮状態（お金、仕事など）に陥った人の相談を受け、助言・支援等を実施した。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
新規相談件数（件）	220	234	210
計画的支援者数（人）	127	134	134

○ ひきこもり等により支援を受けることができず、問題を抱えたまま重症化している人、あるいは就労に結びついていない人の支援を行った。

○ 離職により住居を失った、又はその恐れが高い人に対し、就労機会の確保に向けた支援を行うとともに、有期で住居確保給付金を支給した。

事業の成果・評価・課題

【成果・評価】

○ 支援を必要としている人に対し、適切な支援を行うことができた。

○ 物価高騰等により生活困窮状態が継続している人・世帯に対する家計相談は増加している。家計改善支援員（常勤2名）を配置し、寄り添った支援を実施した。

【課題】

● 支援が必要な人が本事業につながるよう周知・関係機関との連携を図る必要がある。

● 生活困窮者自立支援法及び住宅セーフティーネット法の改正（令和7年4月施行）に伴い、居住支援体制に向けた福祉部局・住宅部局の連携協議が必要である。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性

○ 引き続き事業を実施するとともに、支援が必要な人が本事業につながるよう、関係機関との連携を強化する。

○ ひきこもり等により支援を受けることができず、問題を抱えたまま重症化している人、あるいは就労に結びついていない人の支援に取り組む。

計画

○ 困窮状態に陥っている人への相談・支援が確実に行えるよう、相談員の人的配置を確保し、引き続き相談者へのきめ細やかな伴走的支援を行う。

個別の人権問題	12				人権課題	救済
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業		基本構想ﾍﾟｰｼﾞ
	3	1	2	2	職業紹介事業	43
個別計画						
基本事業の概要	無料職業紹介所による就職相談業務や企業訪問により、市民の求職と企業の求人のマッチングを促進し、市民の就業機会の確保を図ります。					
基本事業を構成する細事業（事務事業）	1 職業紹介事業					
	2					
	3					
	4					

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容

○ 開設時間　平日（土曜、日曜、祝日等閉庁日を除く）
　　午前9時15分～午後16時
　業務内容　求職者へのキャリアカウンセリング
　　（履歴書の書き方、面接の心得などを指導）
　　求職者と求人企業のマッチング
　　求人企業の発掘

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
就職決定者数（延数）	249	220	200
新規求職者数	449	413	414
就職決定者数（%）	55.5	53.3	48.3

※就職決定率＝就職決定者数（延数）÷新規求職者数

事業の成果・評価・課題

【成果・評価】

○ 企業への就労を通じて多くの市民の生活安定を図り、一人ひとりが豊かに暮らせる社会の実現に寄与することができた。

○ 相談者に対し丁寧に対応することで信頼関係を築き、相談者に寄り添った求人紹介ができた。

○ 福岡県中高年就職支援センター等と連携し、職務経歴書の作成等、求職者のニーズに合った支援を行うことができた。

【課題】

● 近年、高齢者による求職が増加している一方、企業側の需要が限られることから、マッチングが困難な状況。特に高齢者に対しては、一人ひとりのニーズや特性を十分に把握した上でマッチングを図る必要がある。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性

○ 就職決定者数等のみに着目するのではなく、求職者一人ひとりのニーズや特性に合ったきめ細かな支援を行うことを目標とする。

計画

○ 求職者、求人者双方からの聞き取り、相談対応を丁寧に行う。
○ ホームページよる求人掲載等による周知徹底と利便性の向上を図る。
○ 就労支援セミナーを開催し、求職者のナレッジ・スキルの向上を図る。
○ 求職者スキルアップ支援補助金により求職者の能力開発を支援する。

個別の人権問題	2				人権課題	環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業		基本構想ﾍﾟｰｼﾞ
	3	2	2	1	農業者経営安定支援事業	46
個別計画						
基本事業の概要	女性農業者を対象に研修会等を実施し、経営能力の向上、経営参画促進を図ることにより、女性の人権を大切にすることで経営主体の一員であるという意識の向上を図る。					
基本事業を構成する細事業（事務事業）	1 農業担い手支援事業					
	2					
	3					
	4					

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 視察及び研修会への参加 【福岡県が開催する研修会への参加】 ①「営農基礎講座」（北筑前普及指導センター） ・日時：令和7年7月9日（水）、9月3日（水）　参加者各1名 ②「女性農村アドバイザー視察研修」（久留米市　フルトリエ果樹園） ・日時：令和7年10月30日（木）　参加者2名 ③「農産物加工視察研修会」（中間市　トマト屋日高） ・日時：令和7年26日（水）　参加者2名 ○ 市の農業者支援会議による営農指導等 市の就農アドバイザーや北筑前普及指導センターなどとの連携により、女性の認定新規就農者への栽培技術の指導や営農相談に対するアドバイス等を実施した。
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○ 研修会では、病害虫の防除や農業経営管理について学び、新規就農者の早期経営確立に向けた知識技術の習得が図られた 視察研修会では、売上の増収をめざした農産加工品の生産・加工技術を学び、農業経営の安定化に向けたノウハウを学ぶことができた ○ 市の就農アドバイザーや県普及指導センターなどとの連携による女性新規就農者への営農指導により、農業経営力の向上が図られた。 【課題】 ● 女性農業者協議会の組織再編の上、女性農業者の活動活性化を図っていく必要がある。新規就農者の初期の経営安定、知識・技術面の早期習得を実現するため、助成制度に関する情報提供や研修機会の確保が引き続き必要である

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 令和８年度は、農業経営力の向上を図るための視察・研修会（への参加）を継続する。女性農業者の組織の再編に向けた核となる活動者の情報収集に努める。
計画	○ 女性農業者を対象とする各種研修会への参加。 ○ 軽トラ市など消費者交流事業への出展。

個別の人権問題	3　4　5				人権課題	環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業		基本構想ﾍﾟｰｼﾞ
	4	3	1	2	交通安全対策推進事業	52
個別計画						
基本事業の概要	市民や道路利用者に対して、安心で安全な道路を提供する。					
基本事業を構成する細事業（事務事業）	1　交通安全施設管理事業					
	2					
	3					
	4					

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容

○ 交通安全施設管理事業

・ 市道全域の危険箇所を抽出し交通安全施設の設置及び更新工事を実施した。

（設置箇所数）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ガードレール等防護柵	9	4	6
カーブミラー	11	2	22
区画線	49	31	17

・ 歩道等のバリアフリー化（点字ブロック等の設置及び更新含む）

（m）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施延長	750	1,406	302

事業の成果・評価・課題

【成果・評価】

○ 交通安全施設の設置及び改修を行い、交通事故の抑制を図ったことにより、あらゆる人々が安心して通行できる道路を整備した。

○ 職員によるカーブミラー等の点検を行い交通安全施設等の破損による事故を防ぐことができた。

【課題】

● 既設の交通安全施設を定期的に点検し、劣化等による事故を予防していく必要がある。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 安全で安心な道路を整備していくため、今後も継続して事業を実施していく。
計画	○ 交通安全施設の設置及び改修を継続して行う。

個別の人権問題	1 12			人権課題	教育・啓発	
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業		基本構想ﾍﾟｰｼﾞ
	4	4	6	1	環境教育推進事業	53
個別計画	古賀市人権施策基本指針					
基本事業の概要	市民等を対象に、初代し尿処理施設撤去に至った経緯を踏まえ、し尿処理施設で働く人や、施設周辺に対する差別や偏見を無くすとともに、施設の重要性や必要性について理解認識を高めるため、啓発・研修事業を行う。					
基本事業を構成する細事業（事務事業）	1 し尿処理施設啓発事業					
	2					
	3					
	4					

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容

○ 市内８小学校4年生を対象としたし尿処理学習

（人）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
市内8小学校	601	567	627

○ 古賀市内外団体等を対象とした施設研修

（人）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
参加人数	62	354	296

○ 古賀市まちづくり出前講座の実施

（人）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
開催数	0	2	1
参加人数	0	74	26

○ 市内小中学校新任・転任管理職を対象とした研修

（人）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
参加人数	6	25	8

○ 教育懇談会での施設研修

（回）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
実施回数	0	13	14

○ 古賀市職員研修（新規採用職員研修）含

（人）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
参加人数	20	175	97

○ 海津木苑関係職員の施設に関わる課題解決に向けた研修

（人）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
参加人数	2	2	2

主な事業内容

○ KOGA環境ひろばinサステナフェスにおけるパネル等の展示

（人）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
来場者数	1,270	623	500

○ 食の祭典におけるパネル等の展示（施設啓発）

（人）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
来場者数	116	477	457

○ 福津市内小学校4年生を対象としたし尿処理学習

（人）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
参加人数	0	0	163

※令和7年度新規
津屋崎小学校4年生

○ 福津市職員を対象とした施設研修

（人）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
参加人数	8	202	148

○ 福津市団体等を対象とした施設研修

（人）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
参加人数	0	0	54

事業の成果・評価・課題

【成果・評価】

○ 市内及び福津市の小学校4年生の施設見学において、担当の先生方と協議を行い保護者の見学も併せて受け入れ、実際に施設の中に入り、匂いがしないことなど、し尿処理の実態や自身で事実を確認することの大切さを伝えることができた。

○ 団体の研修については、担当者と事前打ち合わせを行い、施設の建設経緯を中心に研修を実施することで、効果的に施設の啓発を実施することができた。

○ 市内小中学校新転任管理職を対象とした研修を実施し、施設の建設経緯の理解を深めてもらうことができた。

○ 「食の祭典」及びKOGA環境ひろばinサステナフェスにおいて、海津木苑のブースから排泄の大切さ・し尿処理施設の大切さを効果的に発信することができた。

【課題】

● 福津市との広域処理を行うことから、小学校等への効果的な施設研修・見学を検討し、推進していく必要がある。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ し尿処理施設啓発事業として「し尿処理施設の撤去・受入に関わる課題解決へ向けた啓発」を実施していく。
計画	○ 市内小学校4年生のし尿処理学習への支援・協力の実施 ○ 古賀市内外団体等を対象とした施設研修の実施 ○ 福津市の市民を対象とした施設啓発・見学の実施 ○ 海津木苑出前講座の実施 ○ 学校関係職員（教育懇談会含）の施設研修の実施

計画	○ 古賀市及び福津市の新規採用職員施設研修の実施 ○ 食の祭典・ＫＯＧＡ環境ひろばinサステナフェスにおける施設啓発パネル等の展示 ○ 施設啓発定規及び施設啓発冊子の配布 ○ 市広報誌「ヒューマンライツ」に海津木苑施設啓発を掲載

個別の人権問題	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12			人権課題	救済・啓発	
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業		基本構想ﾍﾟｰｼﾞ
	5	1	2	1	広報事業	58
個別計画						
基本事業の概要	すべての市民と古賀市の情報を必要とする人に対し、市の広報媒体や報道機関を通じて情報を発信することで、必要な人が必要な情報を正確かつ速やかに得られるようにすることで知る権利を保障する。					
基本事業を構成する細事業（事務事業）	1 広報事業					
	2					
	3					
	4					

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容

○ さまざまな人権にスポットをあてた記事を「ヒューマンライツ」と題して毎月掲載した。

発行月	テーマ
4月	人身取引
5月	人権擁護委員、民生委員･児童委員
6月	「固定的性別役割分担意識」(男女共同参画週間)
7月	同和問題を未来に残さないために(同和問題啓発強調月間)
8月	戦争とは　平和とは（戦争と平和を考える月間）
9月	災害と人権
10月	迷信や風習と人権とのかかわり
11月	STOP　DV（DV防止週間）
12月	「いのち輝くまち☆こが」(「人権週間」)
1月	そのひとことに思い込みが潜んでいませんか（アンコンシャス・バイアス）
2月	排泄を支える海津木苑
3月	今、生きるのがつらいあなたへ（自殺予防）

事業の成果・評価・課題

【成果・評価】

○ 「広報こが」では、毎月「ヒューマンライツ」シリーズとしてさまざまな人権問題の啓発記事を掲載した。読者アンケートでヒューマンライツの感想の投稿もあり、市民の人権意識向上につながっている。

○ ＳＮＳで人権に関する情報を適時発信し、広く周知を行った。

【課題】

● 「ヒューマンライツ」シリーズの掲載内容について、啓発効果が今後も継続するように人権センターを中心に部局間の連携を深める。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 幅広い分野の人権問題を「ヒューマンライツ」で計画的に掲載する。
計画	○ 人権センター及び各担当課と連携を取りながら、広報こがにおいてヒューマンライツを含む人権啓発記事を毎月を目標に掲載する。

個別の人権問題	12				人権課題	救済
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業		基本構想ﾍﾟｰｼﾞ
	5	1	2	2	公聴事業	58
個別計画						
基本事業の概要	市民からの市政に関することをはじめ、日常生活上の相談・苦情・要望等を　受付、市民が抱える諸問題の解決を図る。					
基本事業を構成する細事業（事務事業）	1 公聴事業					
	2					
	3					
	4					

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容

○ なんでもきくコーナー相談（窓口対面、電話）

（件）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談件数	147	171	76

○ 市民からの相談（ご意見箱・メール・手紙）

（件）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談件数	144	104	101

○ 無料法律相談

（件）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
相談件数	228	219	218

事業の成果・評価・課題

【成果・評価】

○ 庁舎内に「なんでもきくコーナー」を設け、市民からのさまざまな相談に応じ、心の負担の軽減や問題等の解決につなげることができた。

○ 市長あてのメールや手紙に対しては、関係する所管につなぎ市長確認後、個別に回答することで、市への要望や問題等の解決につなげることができた。

○ 無料法律相談の紹介状を交付することで市民の利便性向上を図ることができた。

以上のようなサービス提供により市民が抱える問題の解消の一助となった。

【課題】

● 要因が複合する複雑な相談も多く、関係課が横断的に連携し対応する必要がある。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ なんでもきくコーナーに、再任用職員1人を含む職員3人を配置し、豊富な行政経験や知識を生かし、今後も関係課と連携しながら多岐にわたる市民からの相談に対応していく。
計画	○ 本事業は、人権施策基本指針に基づくさまざまな人権問題等の解決につながることから、継続実施していく。

個別の人権問題	1　2　3　4　5　6				人権課題	救済
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業		基本構想ﾍﾟｰｼﾞ
	5	1	3	20	住民情報管理事務	58
個別計画						
基本事業の概要	住民基本台帳事務、印鑑登録事務、戸籍事務、諸証明関係事務を適正に行う。					
基本事業を構成する細事業（事務事業）	1　戸籍・住基等管理事務					
	2					
	3					
	4					

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容

○ 事前に登録した人の住民票の写し等を第三者に交付した場合、及び事前登録の有無にかかわらず不正取得の事実が明らかになった場合に、本人へ通知する制度（本人通知制度）を継続実施した。

（人）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
登録者数	265	271	290

事業の成果・評価・課題

【成果・評価】

○ 本人通知制度があることにより、住民票の写し等の不正請求の抑止及び不正取得による個人の権利侵害の防止につながっている。

【課題】

● 本人通知の必要な方が速やかに事前登録を行い、制度が利用できるよう、手続き方法の周知と制度の運用を継続して行う必要がある。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性

○ 本人通知制度を継続して実施する。

計画

○ 本人通知制度をより多くの市民に知ってもらうため、広報紙及び公式ホームページ等への掲載、出前講座の実施等を行う。

個別の人権問題	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12				人権課題	教育・環境
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業		基本構想ﾍﾟｰｼﾞ
	5	1	3	24	人材育成事務	58
個別計画	古賀市人材育成基本方針					
基本事業の概要	組織に求められる職員の採用、「求められる職員」を育成する人事評価制度の運用、職員の業務に必要な知識の確保やスキルを向上させる研修機会の確保など、求められる職員像を実現させるための機会や仕組みを確保します。					
基本事業を構成する細事業（事務事業）	1 職員研修事務					
	2					
	3					
	4					

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容

○職員の人権意識の高揚を図るため、各種研修を実施した。

・人権問題研修（任期付、再任用、会計年度任用職員含む）（人）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
前期参加者数	446	461	469
後期参加者数	459	543	560
海津木苑施設見学		153	78

・新規採用職員研修（人）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人権問題研修	20	20	19
海津木苑設置による啓発に関する協議	4	8	15

・人権問題派遣研修（経3年、10年、15年）（人）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
参加者数	34	25	19

・市町村職員研修所研修（人）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
新規採用職員研修	6	14	9
一般職員研修	15	4	10
新任係長研修	8	8	6
新任課長研修	2	6	4

・認知症サポーター研修・ゲートキーパー研修（人）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
参加者数	12	14	22

事業の成果・評価・課題

【成果・評価】

○ 前期の人権問題研修では、障がい者差別解消について学び、障がいは誰にでも起こり得るものであること、並びに障がいの有無にかかわらず共生する社会の実現について考える必要があるとの意見が示された。さらに、障がい者差別解消専門相談員である講師から具体的な相談事例の説明があり、同様の状況に直面した際の適切な対応についてグループワークで議論を行い、職員の人権意識の向上が図られた。

【課題】

● 職員の人権意識のアップデート、行政として人権問題解決に向け先導的な役割を果たす責任を自覚するよう、職員人権研修企画推進委員会において効果的な研修に向けた企画内容の検討・点検を行い、さらなる職員の資質向上を図る必要がある。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ 職員は、指針の基本理念を踏まえつつ、更に人権感覚を養い、人権尊重の視点をもって仕事に取り組む姿勢が求められていることや、「市民意識調査」により示された課題に対して、解決に向けた取組を行う上で職員研修が重要であることを踏まえ、職員人権問題研修事業にあっては、職員人権研修企画推進委員会において研修の体系や業務の視点から研修計画を点検し、推進していく。
計画	○ 職員人権研修企画推進委員会において、職員の人権意識の高揚に結びつくよう研修計画を立て研修を展開する。 ○前年度と同様、各種職員人権研修を実施する。

個別の人権問題	3				人権課題	啓発
政策体系図	基本目標	政策	施策	基本事業		基本構想ﾍﾟｰｼﾞ
	5	1	3	28	子育て支援施策推進事務	58
個別計画	こども計画					
基本事業の概要	みんなで見守る安全・安心な環境のなかで誰もが子育てを楽しみ、すべての子どもがいきいき育つことができるよう、子ども・子育て会議の設置、こども計画の策定及び子ども・子育て支援事業計画の進捗管理など、子育て分野の施策を効果的・計画的かつ総合的に推進します。					
基本事業を構成する細事業（事務事業）	1 子育て支援施策推進事務					
	2					
	3					
	4					

【2025(令和7)年度に実施した事業】

主な事業内容	○ 市内小中学生へ「子ども版　古賀市こども計画」を配布し、こども計画の内容、市が目指している姿、子どものために市が取り組んでいくこと等の周知、啓発を行った。 ○ 市内行政区へも「子ども版　古賀市こども計画」を配布し、公民館などに掲示していただき、住民全体への周知を行った。 ○ 講演会の開催 講師：甲斐田　万智子　氏（認定NPO法人国際子ども権利センター代表理事） 講演：子どもの権利とは ～日々の生活で子どもの権利を守り、子どもを幸せにする～ 日時：令和７年１２月７日（日）１３時１０分～１５時００分 参加者数：５２人
事業の成果・評価・課題	【成果・評価】 ○ 市内小中学生へ「子ども版　古賀市こども計画」を配布することで、子ども達に対し、自分たちに関する市の取り組みがどのように決定され、どのように取り組まれていくのかを周知、啓発することができた。 ○ １２月に実施される「いのち輝くまち☆こが」の午後の部に開催したことから、学校の先生を中心に、多くの方に出席いただき、「子どもの権利」に関する基本的な内容について周知、啓発することができた。 【課題】 ● 「子どもの権利」の継続的な周知・啓発について、講演会やチラシ以外にも子ども自身が直接、参加することができる啓発方法を検討する必要がある。

【2026(令和8)年度の事業計画】

方向性	○ すべての子どもや若者が、自身の権利と意見を尊重されるべき主体であると認識できるよう啓発を行うとともに、教育や養育の場において権利に対する理解を深め、地域社会全体にも啓発を行うことで、意識改革を進める。
計画	○ 子どもの権利に関する動画の作成など、学校の授業などでも活用し、社会全体で子どもの権利についての認識を深める。

第5次古賀市総合計画に基づく政策体系図

基本目標		
政策	施策	基本事業
1 すべての人が尊重し合い未来を拓く子どもたちが輝くまち		
1 子育て支援の充実	1 みんなで見守る子育て支援の推進	1 妊娠・出産・乳幼児期支援事業
		2 乳幼児親子交流・支援事業
		3 子ども発達支援事業
		4 児童権利擁護事業
	2 子育ての経済的負担の軽減	1 子育て世帯経済的支援事業
		2 ひとり親家庭等支援事業
		3 妊娠・出産経済的支援事業
		4 修学支援事業
		5 子育て支援医療事業
	3 幼児教育・保育サービスの充実	1 幼児教育・保育提供事業
		2 幼児教育・保育向上事業
2 学校教育の充実	1 未来を切り拓く教育の充実	1 学力・体力向上推進事業
		2 学校・地域連携推進事業
		3 特別支援教育推進事業
		4 学習支援体制充実事業
		5 学校運営事業
		6 教職員管理事務
	2 学校教育施設の充実	1 学校施設管理事業
		2 給食センター管理運営事業
3 つながりを深める学ぶ機会の充実	1 青少年が健やかに育つ環境の充実	1 青少年健全育成対策事業
		2 青少年育成活動推進事業
		3 児童センター管理運営事業
		4 学童保育所管理運営事業
		5 スタンドアローン支援事業
	2 明るく元気に交流し合うスポーツ活動の促進	1 スポーツ活動推進事業
		2 スポーツ活動支援事業
		3 スポーツ施設管理事業
	3 豊かな心を育む文化芸術活動の促進	1 文化芸術振興事業
	4 郷土愛を育む文化財の保存・活用	1 文化財調査・研究推進事業
		2 文化財公開・活用事業
		3 文化財関連施設管理事業
	5 読む・学ぶ・調べる図書館活動の推進	1 図書館運営事業
		2 読書活動促進事業
	6 学び合いを支える社会教育活動の活性化	1 生涯学習推進事業
		2 公民館活動推進事業

第5次古賀市総合計画に基づく政策体系図

		3 社会教育関連施設管理事業
4 人権と多様性の尊重	1 すべての人権の尊重	1 人権意識向上事業
		2 人権擁護事業
		3 人権関連施設管理事業
	2 性別にとらわれない多様な生き方の尊重	1 性の多様性尊重事業
	3 ジェンダー平等の実現と男女共同参画の推進	1 男女共同参画推進事業
		2 DV対策事業
	4 自分らしく暮らせる多文化共生の推進	1 多文化共生推進事業
2 すべての人が地域で支え合い 健やかに暮らせるまち		
1 地域保健の推進と医療との連携促進	1 人とまちの健康づくりの推進	1 健康づくり推進事業
		2 食育推進事業
	2 保健の充実と医療連携	1 地域医療連携推進事業
		2 疾病予防・早期発見事業
		3 感染症対策事業
		4 国民健康保険管理事務
		5 国民健康保険給付事業
		6 後期高齢者医療管理事務
		7 後期高齢者医療療養給付事業
2 介護予防と高齢者福祉の推進	1 みんなで支え合う介護予防の推進	1 保健事業と介護予防の一体的実施事業
		2 介護予防･生きがいづくり支援事業
		3 介護予防関連施設管理事業
	2 最期まで尊厳のある暮らしを続けるための支援の充実	1 地域包括ケア推進事業
		2 高齢者権利擁護推進事業
		3 認知症総合支援事業
		4 介護保険管理事務
		5 介護サービス提供事業
		6 高齢者日常生活等支援事業
3 障がい者福祉の推進	1 地域で安心して生活するための支援の充実	1 障がい者生活支援事業
		2 障がい者相談支援事業
		3 障がい者権利擁護推進事業
		4 重度障がい者医療事業
		5 障がい者福祉関連施設管理事業
	2 自分らしさを発揮できる社会参加の促進	1 障がい者就労促進事業
		2 障がいのある人の生きがい活動促進事業
4 地域福祉の推進と包括的支援の充実	1 困ったときに頼り合える地域福祉の推進	1 相談支援包括化事業
		2 自殺対策推進事業
		3 地域福祉包括的支援事業

第5次古賀市総合計画に基づく政策体系図

		4 恒久平和希求事業
		5 社会福祉センター管理事業
	2 自立支援の推進と包括的支援の充実	1 生活保護事業
		2 行旅人支援事業
		3 包括的自立支援事業
		4 国民年金管理事務
		5 市営住宅管理事業
3 産業が暮らしを支え 地域をつなぎすべての人が豊かさとにぎわいを感じられるまち		
1 商工業・観光の活性化	1 活気とにぎわいを創り出す商工業の活性化	1 商工業活性化推進事業
		2 経営支援事業
	2 企業立地の促進と新たな雇用の創出	1 企業立地促進事業
		2 職業紹介事業
	3 魅力あふれる観光の活性化	1 観光客誘致促進事業
2 農林業の振興	1 農地の保全と有効活用	1 農地有効利用推進事業
		2 農業用施設管理事業
		3 農業基盤整備促進事業
	2 持続可能な農業経営の推進	1 農業者経営安定支援事業
		2 地産地消促進事業
	3 森林を守る林業の振興	1 林業振興事業
		2 林道施設管理事業
4 都市基盤と環境が調和しすべての人が快適で安心して暮らせるまち		
1 良好な都市環境の形成	1 地域特性に応じた土地利用の推進	1 都市計画管理事務
		2 古賀駅周辺整備事業
		3 土地利用管理事務
		4 景観形成事業
	2 地域ニーズを踏まえた公園の整備・維持管理	1 公園管理事業
	3 快適な道路網の整備	1 幹線道路整備事業
		2 道路橋梁管理事業
		3 道路改良事業
	4 安全・安心な水道サービスの持続	1 水道事業経営管理事務
		2 配水管管理事業
		3 水源・取水施設管理事業
		4 給水装置工事管理事業
	5 下水道の整備と経営基盤の強化	1 下水道事業経営改善推進事業
		2 下水道施設管理事業

第5次古賀市総合計画に基づく政策体系図

2 持続可能な公共交通の実現	1 持続可能な公共交通ネットワークの確立	1 公共交通維持・確保事業
	2 公共交通の利用促進	1 公共交通利便増進事業
3 命と暮らしを守る対策の推進	1 暮らしの安全の確保	1 防犯対策推進事業
		2 交通安全対策推進事業
	2 命を守る防災・危機管理の推進	1 防災体制強化事業
		2 防災力強化事業
		3 防災関連施設管理事業
		4 河川管理事業
		5 災害復旧事業
4 環境の保全と継承	1 快適な生活環境の保全	1 環境美化推進事業
		2 生活環境保全事業
	2 資源を有効に活用する循環型社会の形成	1 循環型社会形成推進事業
		2 し尿処理事業
	3 環境と人と動物のよりよい関係を築く動物愛護の推進	1 人と動物との共生社会推進事業
	4 豊かな恵みを次世代へ引き継ぐ自然環境と生物多様性の保全	1 自然共生社会推進事業
		2 森林環境保全事業
		3 海岸松林保全事業
	5 私たちにできる地球温暖化の防止	1 地球温暖化防止対策推進事業
	6 「環」をつなぐ環境教育の推進	1 環境教育推進事業
5 すべての人が つながり 考え 創る みんなが主役のまち		
1 基本構想の推進	1 みんなでつながる地域づくりの推進	1 コミュニティ活動推進事業
	2 積極的な情報発信・情報共有とシティプロモーションの推進	1 広報事業
		2 公聴事業
		3 市民参画推進事業
		4 シティプロモーション推進事業
		5 情報公開・個人情報保護事務
	3 市民から信頼される持続可能な行財政運営	1 監査事務
		2 会計管理事務
		3 文書法制事務
		4 議会調整事務
		5 公益通報事務
		6 賠償・補償保険管理事務
		7 行政庶務事務
		8 選挙事務

第5次古賀市総合計画に基づく政策体系図

		9 統計調査事務
		10 財政管理事務
		11 基金等管理事務
		12 公共施設等管理事業
		13 財産管理事務
		14 地籍調査事業
		15 土地開発公社事務
		16 契約等管理事務
		17 デジタル化推進事業
		18 電子情報管理事務
		19 社会保障・税番号制度管理事務
		20 住民情報管理事務
		21 税賦課事務
		22 収納管理事務
		23 職員管理事務
		24 人材育成事務
		25 秘書事務
		26 移住定住促進事業
		27 教育委員会運営事務
		28 子育て支援施策推進事務
		29 スポーツ施策推進事務
		30 文化芸術・歴史施策推進事務
		31 社会教育・生涯学習施策推進事務
		32 人権施策推進事務
		33 高齢者施策推進事務
		34 障がい者施策推進事務
		35 地域保健・福祉施策推進事務
		36 商工業・観光施策推進事務
		37 農業施策推進事務
		38 土地利用施策推進事務
		39 公共交通施策推進事務
		40 防災・危機管理施策推進事務
		41 環境施策推進事務
		42 総合政策推進事務

発行　古賀市　市民部　人権センター
〒８１１－３１９２　福岡県古賀市駅東１丁目１番１号
ＴＥＬ　０９２（９４２）１１２８
ＦＡＸ　０９２（９４２）３７５８
Ｅ-ｍａｉｌ　ｊｉｎｋｅｎ@ｃｉｔｙ．ｋｏｇａ．ｆｕｋｕｏｋａ．ｊｐ